

# 愛媛県信用保証協会の現状

ディスクロージャー誌

2019  
Ehime Guarantee

## ごあいさつ

愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容・業績・事業計画など当協会の活動を広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて、協会の業務への認識を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

2018年度の県内経済は、企業の生産活動も振れを伴いつつも緩やかな持ち直しが続くなど総じて回復してきているものの、人口減少や少子高齢化の進行など構造的な問題を背景に人手不足・後継者不足が深刻化しつつあり、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

こうした中で、2018年度は「平成30年7月豪雨」により、南予地域を中心に甚大な被害が発生しましたが、事業活動に支障が生じている中小企業・小規模事業者に対し、窓口相談や災害関連対策資金の活用を通じて、災害復旧に向けた支援に全役職員を挙げて対応いたしました。

また、当協会独自商品として、10月には税理士会との覚書に基づく「税理士会連携保証」、1月には最長20年の保証期間で借換することができる「超長期借換保証」を創設するなど、中小企業・小規模事業者の多様化する資金ニーズにも取り組んでおります。

さらに、昨年4月、信用保証協会法改正により、保証協会の業務として新たに「経営支援」が追加されましたが、経営支援強化促進事業を活用して、専門家による経営相談・経営改善計画の策定支援にも積極的に取り組み、中小企業の経営改善・生産性向上に向けた支援の強化を図っております。

最後になりますが、当協会は県内の中小企業・小規模事業者の皆様に長年にわたり支えていただき、今年度設立70周年を迎えることとなりました。

今後とも、金融機関、関係機関との連携を一層深めつつ、県内の中小企業・小規模事業者に対する金融・経営支援の一体的な取り組みを通じて地域経済の発展に貢献していく所存でございますので、皆様には、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

愛媛県信用保証協会

会長 上甲 俊史

# 目次 Contents

▶ 信用保証協会の目的と概要	
目的・基本理念・当協会のシンボルマーク	2
当協会のプロフィール・沿革・根拠法律と主務大臣	3
▶ コンプライアンスと個人情報の取扱い	
コンプライアンス態勢	4
個人情報保護への取組	6
▶ 信用保証協会のしくみ	
信用保証協会の役割	8
信用補完制度(信用保証制度と信用保険制度)について	9
▶ 当協会の業務について	
ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容等)	12
信用保証業務の流れ	14
責任共有制度について	15
信用保証料について	16
創業支援・経営支援・再生支援の取組について	18
信用保証制度のご案内(主な保証制度)	20
広報活動について	22
相談窓口について	23
▶ 中期事業計画と年度経営計画について	
第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)	24
2019年度経営計画	26
▶ 2018年度事業報告	
事業概況	28
信用保証実績	30
経営者保証に関するガイドラインについて	32
貸付条件変更・セーフティネット保証の取組について	33
2018年度トピックス	34
▶ 2018年度財務報告	
貸借対照表・財産目録(図解)	36
収支計算書(図解)	38
基本財産	40
▶ 役員構成・組織図・ネットワーク	
役員構成	42
組織図	43
ネットワーク	44

# 信用保証協会の目的と概要

## 目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

## 中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

### 中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

### 金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

## 基本理念

信用保証協会は、

- 1 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- 2 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- 3 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- 4 もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

### シンボルマークについて



EHIME  
GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、愛媛の青い空・青い海のイメージ、信用保証協会にふさわしいイメージ「清楚」「爽やかさ」「知性」を印象づける色『ブルー』と、県産品の代表である伊予みかんのイメージ、そして健康的で躍動的な協会職員のイメージを表す『オレンジ』の2色をコーポレートカラーとしています。

「S」の文字は、次の三つの「応対」の心掛け、「smile」-心のこもった優しい応対、「speed」-待たせない的確な応対、「service」-ニーズに合った適切な応対、を表しています。

設 立	1949年4月30日
人 格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目 的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基 本 財 産	132億 5,963万円
保 証 債 務 残 高	〈件数〉2万1,469件 〈金額〉1,465億8,918万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍(定款第7条)
保 証 利 用 度	33.86% (保証利用企業者数14,727者／中小企業者数43,500者)
役 職 員 数	77名(2019年4月1日現在)

## 沿 革

1949年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
1949年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1949年 4月30日	設立登記
1949年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
1950年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1950年10月20日	設立登記
1954年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
1954年 7月 5日	組織変更登記
1973年12月 1日	主たる事務所を所在地、松山市一番町4丁目1番地2へ移転

## 根拠法律と主務大臣

### 1. 根拠法律

信用保証協会法(以下「法」という)

### 2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣……(法第48条)

金融庁長官……(法第50条1項に基づく権限の委任(内閣総理大臣))

地方支分部局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(経済産業大臣))

財務局長又は財務支局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(金融庁長官))

都道府県知事……(法第51条に基づく権限の委任(内閣総理大臣および経済産業大臣))

# コンプライアンスと個人情報の取扱い

## コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

### 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- 2 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- 3 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- 5 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



### 具体的行動規範

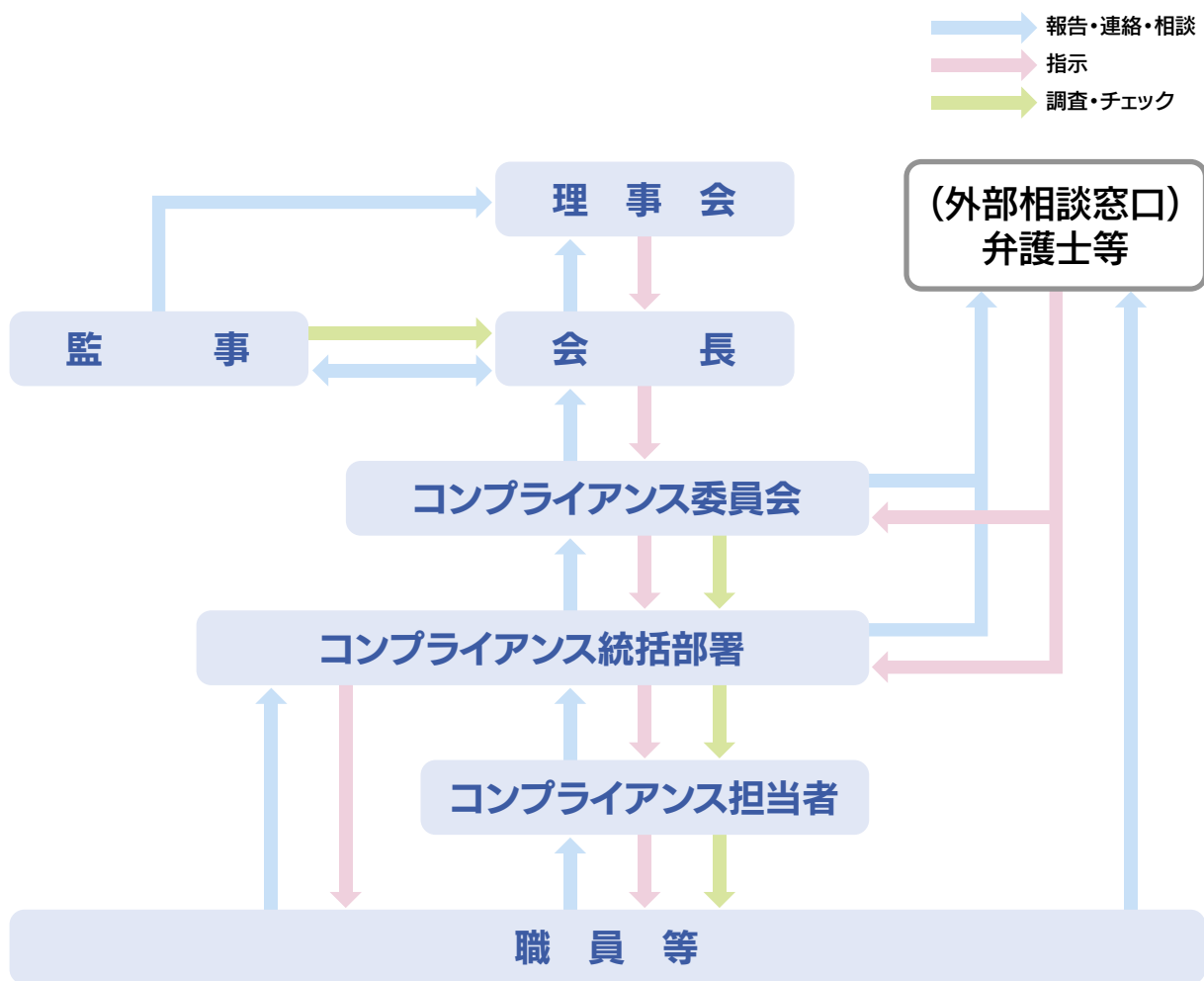
- 1 法令・ルール等の遵守
- 2 誠実な職務の遂行
- 3 守秘義務の履行
- 4 職務上の地位と関係者との付き合い
- 5 コンプライアンス関連事項への対応
- 6 反社会的勢力(不当要求行為)との対決
- 7 外部からの苦情・トラブルへの対応
- 8 職場秩序の維持
- 9 違反行為の報告
- 10 懲罰

### コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

### コンプライアンス組織体制図



### 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、2009年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込みも断りしています。



## 個人情報保護への取組

---

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

### 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

#### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

#### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。



**(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知**

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は下記の当協会窓口に着用してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参(または郵送)ください。

**(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止**

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧ください。

**(8) 質問・苦情について**

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

**(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口**

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松 山 事 業 部	松山市一番町4丁目1-2(中小企業会館内)	089-931-2118
新 居 浜 支 所	新居浜市一宮町2丁目4-8(商工会館内)	0897-33-8282
今 治 支 所	今治市旭町2丁目3-20(商工会議所ビル内)	0898-23-0170
八 幡 浜 支 所	八幡浜市1590-22(商工会館内)	0894-22-2003
宇 和 島 支 所	宇和島市中央町1丁目9-10(愛媛新聞ビル内)	0895-22-6556

# 信用保証協会のしくみ

## 信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

### ■根拠法律

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

### ■関係法律

中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

### ■目 的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)

### ■業 務

1. 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- ① 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ② 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- ③ 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④ 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ⑤ 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2. 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行っています。

### ■中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

信用保証協会法の改正により、中小企業に対する経営支援業務が信用保証協会の業務として明記されました。

### ■新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。創業ないし新分野に挑戦する中小企業者を支援する新たな手法です。

### ■債権譲受業務

信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受を行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に対する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的としています。

### ■ファンド出資業務

信用保証協会における出資ファンドの対象範囲の拡大を行うことにより、保証協会が一層地域の中小企業や地域経済の活性化に寄与していくことを後押しします。

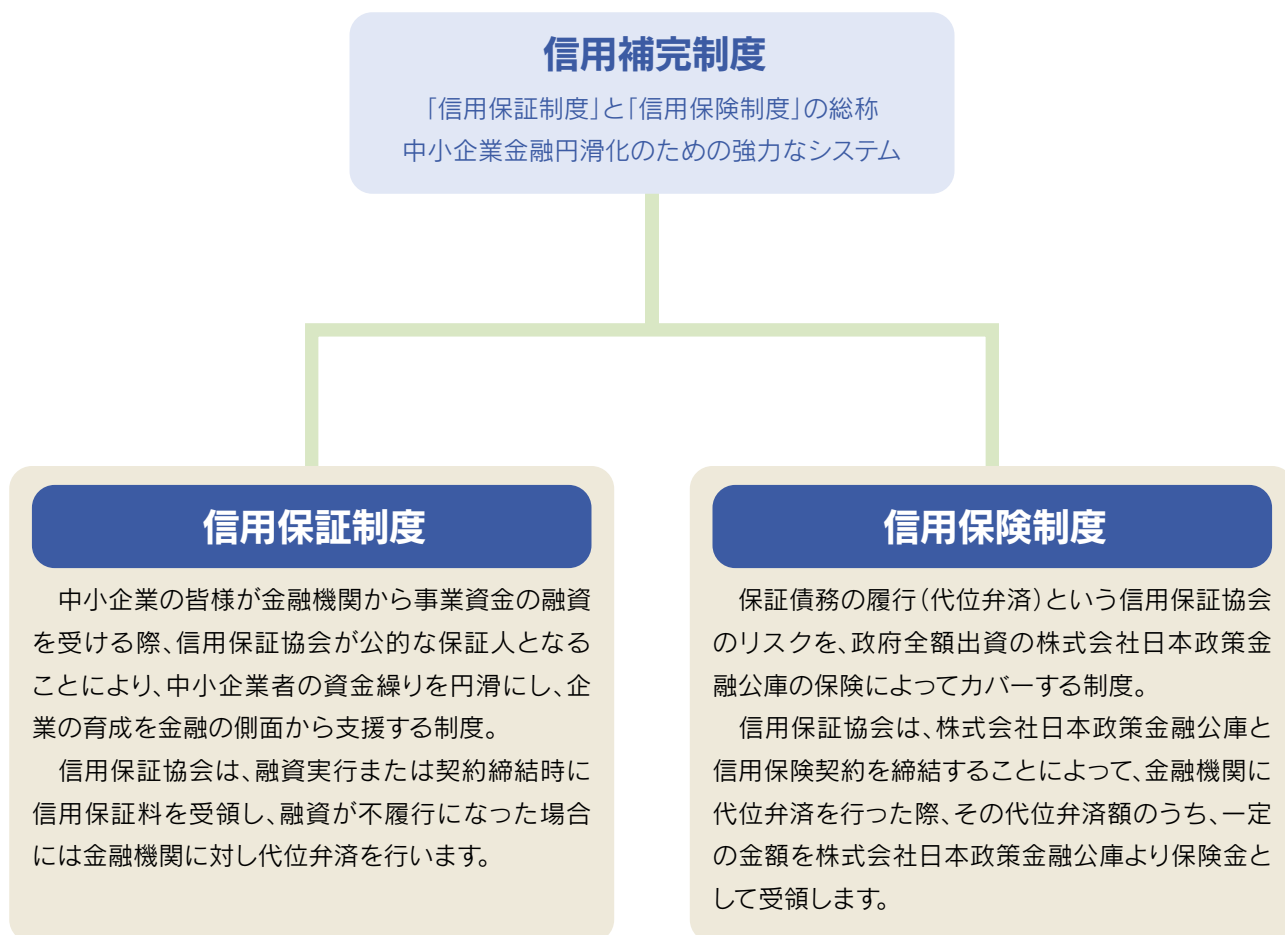
## 信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



### 地方公共団体と当協会の関係

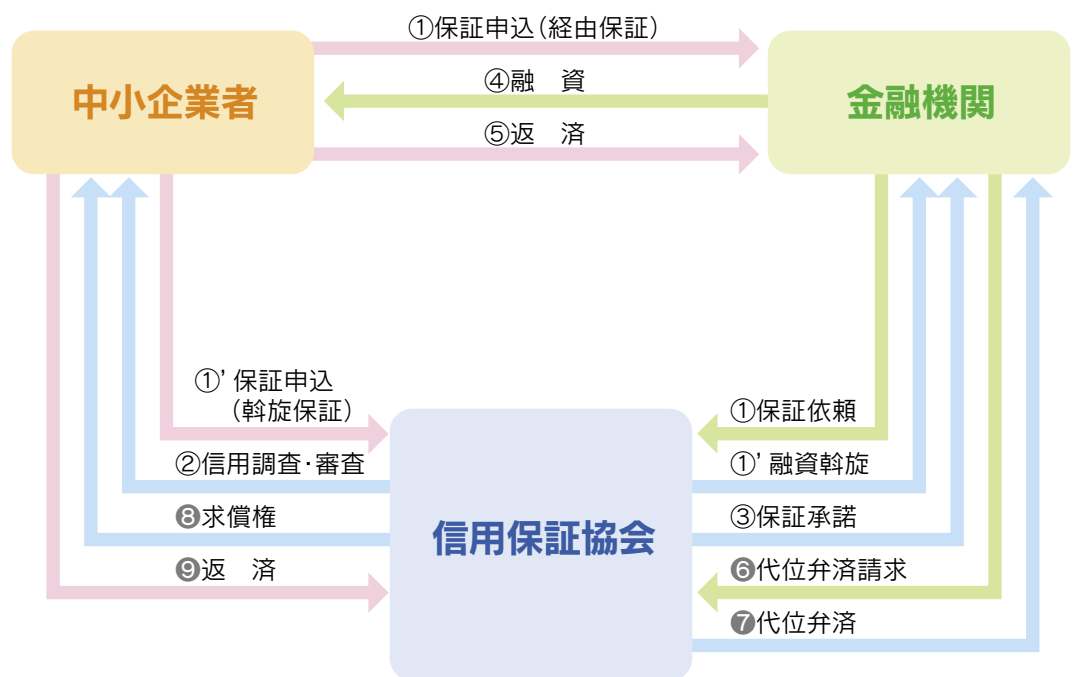
愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

2018年度当協会は、県から1,793千円、各市町から0千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。



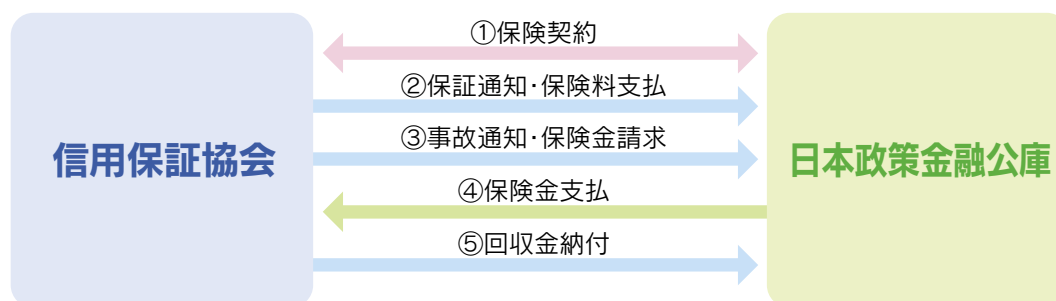
※⑥～⑨は事故の場合

解説

信用保証制度とは…

- ① 中小企業者は、直接または金融機関を通じて信用保証の申込をします。(県・市町制度資金は、市町の商工担当課や商工会、商工会議所などでも取扱っています。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由(倒産等)によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

(注) 代位弁済後は、年14%の損害金が生じます。



解説

信用保険制度とは…

信用保証協会が信用保証を行いその保証付融資が実行されると、すべての保証に対して中小企業信用保険法に基づく保険が掛けられる仕組みになっています。

- ① 日本政策金融公庫(以下、公庫)と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件(信用保険を掛けるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。)を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

# 当協会の業務について

## ■ご利用にあたって

### 保証をご利用いただける方

- ◆個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていただければご利用になれます。(ただし、中小企業以外のサラリーマン等は保証の対象となりません。)
- ◆会社は資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していただければ対象となります。また、個人は常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。  
※2015年10月1日より保証対象業種を営む中小規模の特定非営利活動法人(NPO法人)が信用保証の対象となりました。
- ◆保証対象業種の中には許認可等を必要とする業種があり、これに該当する場合は許認可等を受けていることが必要です。

業 種	資 本 金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3 億 円 以 下	300人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種(政令特例業種)については、上記基準がさらに緩和されます。  
※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時的な社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。  
※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。  
※特定非営利活動法人(NPO法人)には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

## 保証の内容

### ◆保証限度額

個人・法人 医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数・居住要件・納税要件等)  
※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。  
※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

### ◆資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

### ◆保証期間

運 転 資 金	15年以内(特別な場合については20年以内)
設 備 資 金	15年以内(土地・建物取得資金については20年以内)

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。  
※特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

### ◆担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

### ◆連帯保証人

個人	原則として不要
法人（組合）	原則として法人代表者（代表理事）のみ必要（注）

※実質的な経営者や事業承継予定者等、特段の理由がある場合は保証参加していただく場合があります。

（注）経営者保証ガイドラインの運用見直しにより、一定の要件を満たす場合は経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

## 保証をご利用になれない方

### ◆業種等について

- 農業、林業、漁業、金融業、風俗関連営業や射的的娯楽業等サービス業の一部、宗教法人、非営利団体（NPOを除く）など
- 許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方

### ◆信用保証協会取引について

- 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方  
（※所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- 前回の保証が設備資金で、その設備が履行されていない方
- 他の信用保証協会で、無担保無保証人融資を受けている方

### ◆金融取引について

- 手形、小切手について不渡りがある方および銀行取引停止処分を受けている方  
（ただし、第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。）
- 借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- 会社更生、民事再生等法的整理手続中（申立中を含みます。）の方  
（ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。）

### ◆財務内容等について

- 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- 粉飾決算や融通手形操作を行っている方
- 多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない方
- 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある方

### ◆その他

- 休眠会社  
（最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法472条の規定により、休眠会社として解散したとみなされた場合）
- 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方
- 法令に違反し、又は著しく公序良俗に反すると認められる方



## 信用保証業務の流れ



## ■責任共有制度について

2005年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、2007年10月より金融機関と信用保証協会の「責任共有制度」が導入されました。

この制度は、金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。これにより、これまで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担していた信用保証制度が、金融機関にも原則20%の負担を求めるよう制度改正されました。

## 概要

責任共有の方法には次の二通りの方式があります。金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかを選択します。

**【部分保証方式】** 融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 **保証金額＝融資金額×80%**

**【負担金方式】** 融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後に金融機関が信用保証協会に支払う方式

$$\text{負担金} = \text{保証債務平均残高}(X期) \times \frac{\text{代位弁済額}(Y期) - \text{不動産担保回収に関する額}(Y期)}{\text{保証債務平均残高}(Y期)} \times \text{負担割合}(20\%)$$

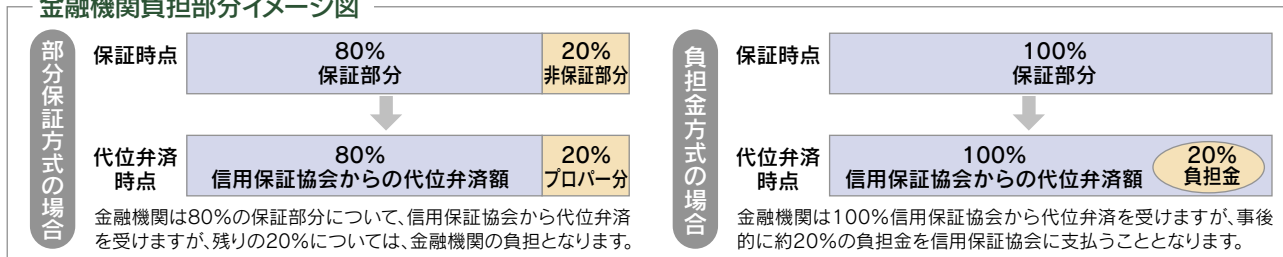
(注) X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は2007年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾したものに限る。

Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、代位弁済等実績率を構成する数値は、いずれも2007年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

### 一金融機関の負担割合について

いずれの方式においても金融機関の負担割合は20%となります。

#### 金融機関負担部分イメージ図



## 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。また、金融機関の選択方式に関わらず部分保証となる保証制度(中小企業特定社債保証や流動資産担保融資保証など)もあります。2007年10月1日以降に信用保証協会が申込受付をし、保証承諾決定を行ったものが本制度の対象となります。

### (1) 責任共有制度の対象となる保証

次の(2)の保証以外のすべての保証

### (2) 責任共有制度の対象外となる保証<100%>

- 経営安定関連保険(セーフティネット)1号~4号、6号に係る保証
- 災害関連保険に係る保証
- 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に係る保証
- 危機関連保証
- 特別小口保険による保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証(※)
- 求償権消滅保証
- 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 経営力強化保証(責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換る場合)
- 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象除外となる保証付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換る場合)

### ※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も少額な企業の方に向け、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方(注)但し、特定非営利活動法人(NPO法人)は利用できません。
保証限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転5年以内(据置1年以内) 設備10年以内(据置1年以内)

(注) 常時使用する従業員数の業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社および個人とします。

## ■信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料など一切いただきません。

## 信用保証料率

2006年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、2005年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに下記のような定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

### <定性要因による割引>

以下に該当される方については、信用保証料率を0.1%割引します。

#### ◆「中小企業会計割引」

保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者（ただし、制度によっては割引の適用ができていないものもあります。）

#### ◆「有担保割引」

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合（ただし、制度によって割引の適用ができていないものもあります。）

## 信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、2019年4月現在、171の金融機関等が会員となっており、約378万社の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

### <基本保証料率>（2006年度～）

（単位：年率％）

年 度	基本保証料率									
	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分	
2006年度 （※保証料率の弾力化） ～2007年度（2007年9月迄）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
2007年度（2007年10月から）～ （※責任共有制度の導入）	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分	
	（注）責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

（注）責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。（2007年10月1日以降）責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「責任共有外保証料率」という）は、保証委託額に対する率。

## <保証料率区分の決定プロセス図>



## 信用保証料の計算式

### ①保証料

保証料率は年率建になっており、計算は年率で行いますが、年に満たない部分は月率で、月に満たない部分は日率で行います。

なお、計算の際生じた円未満の端数は切り捨てます。(月・日率については小数点第5位切捨となります)

(1) 期日一括払(根保証の場合を含む)は次の計算によります。

**保証金額 × 保証料率 × 保証期間**

(例1)

保証金額 1,000千円  
保証料率(年) 1.00%  
保証期間 1年  
 $1,000千円 \times 1.00\% \times 1年 = 10,000円$

(例2)

保証金額 1,000千円  
保証料率(月) 0.0833%  
保証期間 6ヶ月  
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 6ヶ月 = 4,998円$

(例3)

保証金額 1,000千円  
保証料率(月) 0.0833% (日) 0.0027%  
保証期間 4月1日~6月21日  
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 2ヶ月 = 1,666円$   
 $1,000千円 \times 0.0027\% \times 21日 = 567円$   
計 2,233円

(2) 分割払(均等・不均等)は次の計算によります。

**予定保証残高 × 保証料率 × 期間**(期間とは保証期間を分割返済期日により区分した期間をいう)

(例)

保証金額 3,000千円  
保証料率(月) 0.0833%  
保証期間 3ヶ月  
返済方法 貸出後1ヶ月目から毎月1,000千円あて返済  
残高1,000千円期日返済  
 $3,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 2,499円$   
 $2,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 1,666円$   
 $1,000千円 \times 0.0833\% \times 1ヶ月 = 833円$   
計 4,998円

### ②延滞保証料

延滞保証料は、履行期限(分割履行期限及び最終履行期限)の翌日から弁済日(または代位弁済日)までの日数について、年3.65%の料率で計算されます。

延滞保証料の計算は次の方法によります。

**延滞額 × 延滞保証料率 × 延滞期間**

(例1)一括払の場合

保証残高 1,000千円  
弁済期日 4月1日  
弁済日 4月5日  
 $1,000千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 400円$

(例2)分割払の場合

毎月の弁済金額 100千円  
毎月の弁済日 1日  
弁済があった日 5日  
 $100千円 \times 3.65\% \times 4/365 = 40円$

(注)支払期限が金融機関の休日に当たる場合の取扱いは次のとおりです。

① 休日後最初の営業日(以下「翌営業日」という)に返済があったときは、延滞保証料は徴収しません。

② 翌営業日後に返済があったときは、翌営業日の翌日から入金があった日までの延滞保証料を徴収します。

### 一保証料の返戻一

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

## ■創業支援・経営支援・再生支援の取組について

2018年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化するほか、創業や事業承継への金融支援にも積極的に取り組んでいます。

## 創業支援の取り組みについて

### 1. 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、2017年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業アドバイザーを配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。

### 2. 具体的支援方法

#### ◆創業セミナー・創業講座

創業セミナーや創業講座へ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。2018年度は、16の連携機関に延べ32回派遣しました。



#### ◆専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネータ等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。2018年度は、16先の利用者に専門家を派遣しました。

#### ◆フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。2018年度は60先を訪問し、フォローアップを行いました。

### 3. 資金支援

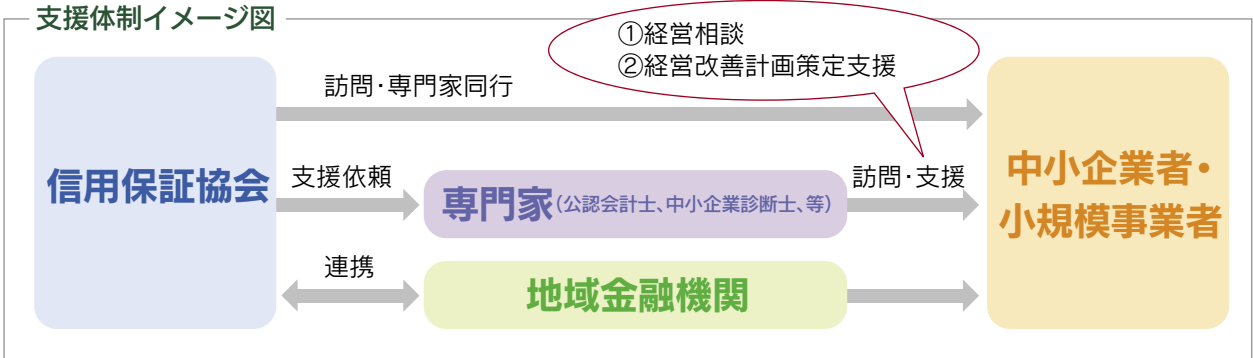
創業に関する保証制度(全国統一・県制度)を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、创业者の事業の早期安定を支援するため、2017年12月1日に「創業フォローアップ保証(セカンド)」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。2018年度は全国統一・県制度にて933,700千円(218件)、セカンドにて112,800千円(32件)の保証を対応しました。



# 経営支援・再生支援の取り組みについて

## 1. 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。



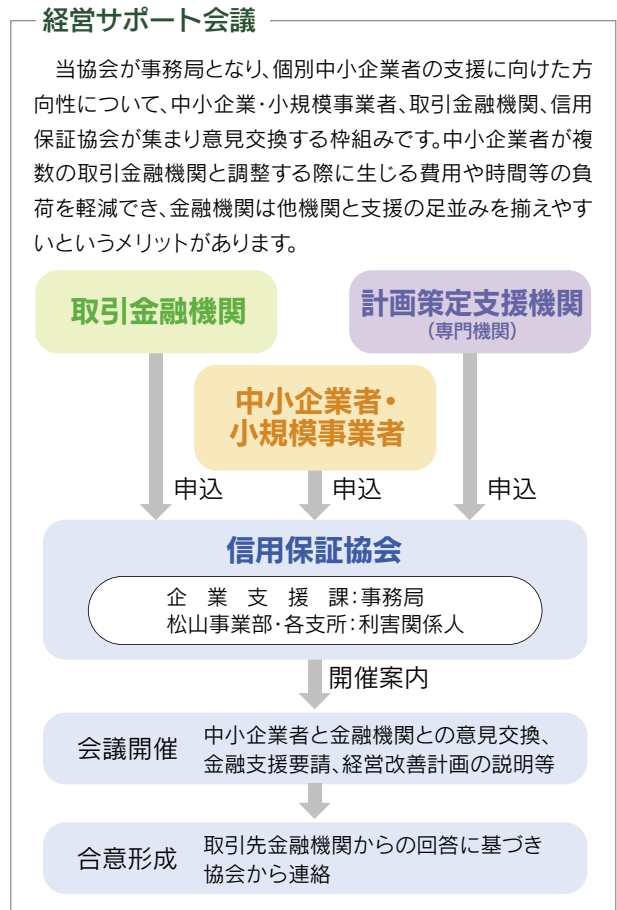
### ①経営相談

専門家(公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等)が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。2018年度は、25先の利用者に専門家を派遣しました。

### ②経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD(デューデリジェンス)による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計数計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。2018年度は9先の利用者に専門家を派遣しました。

## 2. 愛媛県中小企業支援ネットワーク



# 信用保証制度のご案内(主な保証制度)

制度名		制度の特徴	融資限度額	
一般	普通保証	通常の保証制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
	金融機関との提携保証			
	小口連携保証(トライアングル1000)	信用保証協会、金融機関、商工団体のトライアングルで小口資金の資金調達をスムーズにしています。※商工団体の推薦状が必要です。	500万円以内もしくは1,000万円以内 (※運転資金については、月商の2ヶ月が上限)	
	優良ランク保証(バリュー5000)	優良企業者向けの商品です。(※会社・医療法人のみ対象) ※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	5,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	小規模でも財務内容が良好な中小企業者向けの商品です。(※一定の要件を満たす会社・医療法人が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	3,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	優良ランク保証Ⅲ(ファイン1000)	財務内容が健全な個人事業主の方向けの商品です。(※一定の要件を満たす個人事業主が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	1,000万円以内 (※手貸恒常資金の利用も可能)	
	中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)	金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速に借入ができます。	8,000万円以内	
	地域産業応援保証(すごサボ)	愛媛県が誇る「スコ技」、「すご味」、「すごモノ」、「スコVen.」企業を応援する商品です。※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	1,000万円以内※ただし、直近決算の平均月商の2ヶ月が上限	
	事業成長支援保証(まるサボ2000)	資金繰り支援と経営相談で、事業の持続的成長を“まるごと”支援する商品です。	2,000万円以内 ※ただし、既保証残高を含みます	
	ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員向けの商品です。(※一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けた方が対象)※通常の保証料率より、0.10%優遇されています。	5,000万円以内	
	創業フォローアップ保証(セカンド)	創業後の事業の安定と、その後の成長発展、持続的発展へのお手伝いをする制度です。	2,000万円以内	
	協会制度			
	税理士会連携保証(ショートサポート3000)	顧問税理士のアドバイスに基づき、短期恒常資金の調達ができます。※税理士の推薦状が必要です。	3,000万円以内(※月商の2ヶ月が上限) (※ロングサポートと合算して3,000万円以内)	
税理士会連携保証(ロングサポート3000)	顧問税理士のアドバイスに基づき、長期運転資金や設備資金の調達ができます。※税理士の推薦状が必要です。	3,000万円以内(※運転資金については、月商の2ヶ月以内が上限)(※ショートサポートと合算して3,000万円以内)		
超長期借換保証(スーパーランディング20)	既存保証付借入金を超長期期間で借換することができます。	2億円以内		
全国統一(または準統一)の保証	事業者カードローン当座貸越根保証	カードでスピーディーに借入ができます。	100万円以上2,000万円以内	
	当座貸越(貸付専用型)根保証	いざというときのために借入枠を確保できます。 借入枠内であれば、いつでもすぐに借入ができます。	100万円以上2億8,000万円以内	
	中小企業特定社債保証	中小企業者が発行する「社債(私募債)」に対して行う保証です。	3,000万円以上5億6,000万円以内 (保証割合：80%)	
	流動資産担保融資保証(ABL保証)	流動資産(売掛債権や棚卸資産)を担保として借入ができ、資金調達の幅が広がります。	2億5,000万円以内 (保証割合：80%)	
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	取引先の倒産や災害その他突発的事由、また不況業種等の理由により影響を受けている方への制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
	創業等関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)	
	創業関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	2,000万円以内 (※再挑戦支援保証と合算)	
	再挑戦支援保証	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	2,000万円以内 (※創業関連保証と合算)	
	事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	事業再生計画の実施に必要な事業資金の調達を支援することで、事業再生計画の実現を後押しします。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
	経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の連携により、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。	個人・法人：2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内	
財務要件型無保証人保証	保証申込の直前の決算で一定の財務要件を満たした中小企業者を対象として、経営者保証を不要とします。	法人・特定非常利活動法人： 2億8,000万円以内 組 合：4億8,000万円以内		
市町村制度	中小企業振興資金融資制度保証	低利な小口資金を利用したい方への制度です。	500万円以内	
	中小企業緊急経営資金融資制度保証 (※現在、八幡浜市・西予市・今治市・新居浜市・四国中央市のみ)	売上が減少(前年比5%(*))した方への緊急融資制度です。 *要件が3%に緩和されている市もあります。	1,000万円以内 (振興資金と合算)	
	中小企業経営安定化資金融資制度保証 (※現在、松山市・今治市のみ)	セーフティネット保証1号～8号のいずれかの要件に該当した方への緊急融資制度です。	1,000万円以内 (振興資金及び緊急経営資金と合算)	
	中小企業季節資金融資制度保証 (※松山市・新居浜市のみ)	ボーナス等の短期運転資金が必要な方への制度です。	300万円以内	
	中小企業設備近代化資金融資制度保証 (※松山市・今治市のみ)	設備資金を低利の長期資金で調達したい方への制度です。	1,000万円以内	
県制度	経営安定資金	経営の安定化を図るため、低利な固定金利の事業資金を調達したい方への制度です。	5,000万円以内	
	建設産業短期資金 (下記以外)	特定中小企業者(注1)(1～4号、6号)	建設業又は土木建築サービス業を営む方へ、タイムリーな短期運転資金を提供する制度です。(※但し、工事代金などの返済財源を特定したものに限りです。)	2,000万円以内
		特定中小企業者(注1)(5号)		
		特定中小企業者(注1)(7～8号)		
	短期資金	ボーナス等の短期の運転資金が必要な方への制度です。	知事がその都度定める (2019年4月1日現在 1,500万円以内)	
	小口零細企業資金 (下記以外) 経営指導特例	小規模事業者向けの経営安定化のための制度資金です。	2,000万円以内 (既存の保証付融資残高を含む)	
	新事業創出支援資金	創業等関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)
		創業関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年未満の方も対象となります。	2,000万円以内 (※再挑戦支援資金と合算)
		再挑戦支援資金	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	2,000万円以内 (※創業関連資金と合算)
	緊急経済対策特別支援資金 (下記以外)	特定中小企業者(注1)(1～4号、6号)	売上減少、為替変動や原油価格高騰等の影響により、事業活動に支障を生じ、運転資金を必要としている方への制度です。	5,000万円以内 (※組合は、1億円以内) (借換資金を含む場合は、8,000万円以内(組合は、1億6,000万円以内))
特定中小企業者(注1)(5号)				
特定中小企業者(注1)(7～8号)				
特例中小企業者(注6)				

(注1) 特定中小企業者とは、信用保険法第2条第5項第1号から第8号のいずれかの規定に基づき市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合をいいます。

(注2) 保証料補助該当者とは、新事業創出支援資金の申込時に信用保証協会の保証債務残高がない方となります。(注3) 全国統一制度の経営力強化保証を利用する場合は、5年以内となります。



	資金使途	融資期間	保証料率(年率)	利率(年利)	連帯保証人	担保
	運転・設備	15年以内(特別20年以内)	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率(但し、 通常金利より0.3%引き下げ)	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
	運転	15年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
	運転	15年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
	運転	15年以内	0.30~1.00%	金融機関所定利率	原則不要	不要
	運転	7年以内(但し、経営安定関連保証を 利用する場合は10年以内)	0.45~1.90%(但し他の保証制度 を併用する場合は当該制度の利率適用)	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転	10年以内	0.30~1.75%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	10年以内(但し、愛媛県制度を併用 する場合は運転資金7年以内)	0.30%	金融機関所定利率(※県制 度利用の場合、1.5%又は1.3%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転	1年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
	運転・設備	15年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
	運転・借換	20年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	1年間もしくは2年間(更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
	運転・設備	1年間もしくは2年間(更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則5,000万円以内不要 5,000万円超必要
	運転・設備	2年以上7年以内	0.45~1.90% (定性要因による割引有)	金融機関所定利率	不要	原則不要、但し保証金額 2億円超必要
	運転・設備	根保証:1年間(更新可) 個別保証:1年以内	0.68%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	流動資産を譲渡担保 とします。
	運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内(特別20年以内)	1号~4号、6号0.80% 5号、7号~8号0.70%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・設備	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	責任共有対象の場合:0.70% 責任共有対象外の場合:0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・借換・設備 ※事業計画の実施に 必要な資金に限る	運転:5年以内 借換:10年以内 設備:7年以内	責任共有対象の場合:0.45~1.75% 責任共有対象外の場合:0.50~2.00%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	一括返済の場合:2年以内 分割返済の場合:(運転)7年以内 (設備)10年以内	0.45%~1.90%	金融機関所定利率	不要	必要に応じ徴求
	運転・設備	5年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協 会の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転	6年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協 会の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転	7年以内	1号~4号、6号0.80% 5号、7号~8号0.70%	市町、金融機関、保証協 会の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転	5ヶ月以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協 会の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	設備	7年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協 会の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.35~1.72%	2.15%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転	1年以内	0.35~1.72% 0.80% 0.70% 0.70%	1.75% 1.60% 1.60% 1.75%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転	1年以内	0.45~1.90%	知事とその都度定める (2019年4月1日現在 1.55%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転・設備	運転:5年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.50~1.87% (経営指導特例0.50~1.55%)	運転:1.65% 設備:0.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
	運転・設備	運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・設備	運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・設備	運転:7年以内 (注3) (条件変更の場合、 3年までの延長可) 設備:10年以内	0.80% (保証料補助該当者(注2)0.0%)	1.50% (特例の場合1.30%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
	運転・借換	運転:7年以内(注3) 借換:10年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.35~1.72%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内		0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求	
運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内		0.70%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求	
運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内		0.70%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求	
	運転・借換	運転:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可) 借換:10年以内	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求

(注4) 上記の保証制度以外にも、いろいろなお悩みやコースに合った豊富な保証制度がございます。詳しくは「保証月報」(4月号)にてご確認ください。

(注5) 県制度の利率(年利)については、今後変更する場合もありますので、都度ご確認ください。(注6) 特例中小企業者とは、信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者及び組合をいいます。

## ■広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

### ◆ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知っていただくためにホームページを開発しております。ホームページの主な内容は、信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用する各種様式がダウンロードできます。

今後も、親しみやすく分かりやすいホームページになるよう心がけてまいりますので、ぜひご活用ください。

#### ホームページアドレス

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



ホームページのトップページ  
(2019年5月9日現在)

### ◆保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。





## ◆各種パンフレットの作成

### 【金融機関向けパンフレット】

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けに、「信用保証のご案内」を作成しています。



### 【お客様向けリーフレット】

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けのリーフレット「信用保証制度のご案内」を作成しています。



### 【創業者向けリーフレット】

創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」を作成しています。



### 【経営支援強化促進事業のご案内】

2015年4月より国の補助事業として開始した「経営支援強化促進事業」では、当協会が主体となった創業支援・経営支援に取り組んでいます。

「創業」「事業改善」「事業承継」「生産性の向上」について、専門家(公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等)と連携して無料で相談や経営改善計画策定支援に応じ、創業予定者や事業者を支援していきます。

当協会では、保証制度の取扱い状況や特別相談窓口の設置など、タイムリーに協会情報の提供を行っています。

## ■相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けるとされる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。2019年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

### 〈特別相談窓口〉

- 皮革等関連
- 東日本大震災関連
- 賃金水準上昇対策
- 平成28年熊本地震による災害関連
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連
- タカタ株式会社関連
- 金融機関紹介
- 平成31年4月27日から5月6日までの10連休

# 中期事業計画と年度経営計画について

## 第5次中期事業計画(2018年度～2020年度)

### 業務運営方針

愛媛県信用保証協会は中小企業・小規模事業者金融の円滑化に寄与し、中小企業・小規模事業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、2018年度から2020年度までの3カ年間に  
おける業務の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでいきます。

#### 1. 保証業務の推進

- ①中小企業・小規模事業者に対する金融機関の支援方針の把握に努め、適切なリスク分担により、金融の円滑化に寄与します。
- ②創業前相談から創業計画策定のアドバイス、また創業後のフォローアップまで、創業・創業予定者をサポートする体制の強化を図ることで、開業率の向上に繋げ、地方創生に貢献します。
- ③中小企業支援機関等とのネットワークを活用し、創業セミナーや個別相談会等に積極的に参加し、創業者の掘り起こしに取り組みます。

〈初年度(2018年度)の取組方針〉

金融機関との連携を強化し、金融機関との適切なリスク分担に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の持続的発展のために安定した資金供給に取り組みます。

〈2年度目(2019年度)の取組方針〉

初年度に引き続いて、金融機関とのさらなる連携を図りながら、企業のライフステージに応じた資金需要に対応します。

〈3年度目(2020年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

#### 2. 期中管理の強化

条件変更先への現地調査等により実態把握に努め、個別企業の実情に即した経営支援を実施します。具体的には、経営安定化支援事業(現:経営支援強化促進事業)を活用して専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営課題の解決や金融正常化へ向けた取り組みを積極的に行っていきます。また、再生支援については、愛媛県中小企業再生支援協議会や金融機関等と連携し、効果的な再生手法の活用により支援の充実を図ることとします。

〈初年度(2018年度)の取組方針〉

金融機関や中小企業支援機関と連携の上、中小企業・小規模事業者の実態に即した経営支援・再生支援を実施します。

〈2年度目(2019年度)の取組方針〉

初年度目と同様。

〈3年度目(2020年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

### 3. 求償権管理の充実と回収の促進

代位弁済までに関係人等の実態を把握することで回収方針を明確にし、迅速かつ効果的な回収に繋がります。また、事業再生において特殊手法を活用する案件に対しても、関係部署と連携して回収業務の円滑化を図ります。

既存求償権に対しても見直しを進めることで、法的措置の実施や損害金軽減、一部弁済による保証債務免除を活用した対応等による回収を図り、一方で回収が見込めず管理の実益がない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理の手続きを促進し、回収可能案件に注力します。さらに、回収目標の進捗管理並びに定期先の入金管理を徹底し、定期回収の底上げや回収先数の増加に努めます。

また、内部研修等の実施により、法的措置等についての効果的な実施事例や回収成功事例等について職員間で情報共有を図り、担当者の資質・能力の向上に努めます。

〈初年度(2018年度)の取組方針〉

求償権関係人等の実態を把握し、回収方針を明確化することで迅速かつ効果的な回収に努め、同時に回収見込み等がない求償権に対しては、管理事務停止および求償権整理の手続きを推進します。

〈2年度目(2019年度)の取組方針〉

初年度と同様。

〈3年度目(2020年度)の取組方針〉

2年度目と同様。

### 4. 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度を堅持するため、主務省指導のもと具体的な取り組みが順次実施されています。当協会もその取り組みに対する態勢の整備及び運営するための措置を講じます。

### 5. 利便性の向上に向けた取り組み

事務処理の簡素化やシステムによる省力化を推進し、保証審査業務をはじめ、業務全般にわたる事務の標準化を図るとともに、中小企業・小規模事業者が利用しやすいサービスの向上に努めます。更に、正確な事務処理やその重要性に関して、内部研修等を通じて職員への周知徹底を図り、グループウェアを利用した情報の共有化を図ります。

対外的には、金融機関・商工団体等に対する訪問や意見交換会を通じて、正しい知識と理解が得られるように取り組みながら、保証協会の利便性を高め、経営の透明性の向上に努めます。

### 6. 人材の育成・能力開発

協会を取り巻く厳しい環境の変化の中で、中小企業・小規模事業者の経営支援、再生支援や創業支援など多様なニーズに対応でき、かつ協会の存在意義を高める新たなサービスや価値を創造できる人材の育成に努めるためにも、中小企業診断士等の公的資格や全国信用保証協会連合会が実施する信用調査検定の資格取得を促進し、業務に有用な専門的知識を有する人材の確保に引き続き努めます。また、外部研修へ積極的に参加させるほか、研修効果を業務に活かすためのフィードバック研修の実施や職員の自主的学習への支援など、各種研修機会の拡充を図ることで当協会の経営資源である人材の育成に繋がっていきます。

### 7. コンプライアンス態勢の充実・強化

法令等遵守し、リスクの発生を予防する態勢づくりのために必要な研修や啓蒙活動への取り組みを充実させるとともに、内部監査等による遵守状況の確認、コンプライアンス委員会等での点検・検証を反復継続することでコンプライアンス態勢の維持・強化に努めます。

## 事業計画

(単位:百万円)

項目	2018年度		2019年度		2020年度	
	金額	対前年度実績比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比
保証承諾	56,000	103.8%	56,000	100.0%	56,000	100.0%
保証債務残高	141,000	92.8%	137,000	97.2%	134,000	97.8%
代位弁済	1,300	126.5%	1,400	107.7%	1,500	107.1%
実際回収	850	95.9%	750	88.2%	700	93.3%



# 2019年度経営計画

## 重点課題

### 1. 保証部門

#### (1) 金融機関・関係機関等との連携強化

金融機関・地方公共団体・商工団体等との連携を一層図り、中小企業・小規模事業者の実態やニーズに応じた適切な支援を行うため、地方公共団体の融資制度の活用等による金融の支援体制の構築に取り組みます。

特に金融機関とは定期的に意見交換を行い、中小企業・小規模事業者の実態や経営課題などの情報を共有し、金融機関の支援方針等の把握に努めながら、保証付き融資とプロパー融資のリスク分担による適切な保証対応に取り組みます。また、中小企業・小規模事業者の実情や意向を汲み取り、金融機関への仲介機能を果たすよう努めます。

#### (2) 適切な保証提供による資金繰り支援

中小企業・小規模事業者の実態把握や経営課題の解決のために、企業訪問や経営者との面談を積極的に行います。また、正常先に限らず返済条件緩和先についても、協会独自の保証制度の利用促進に努め、適切かつタイムリーな中小企業・小規模事業者の実情に応じた提案型の保証提供による資金繰りの円滑化支援に取り組みます。

#### (3) 小規模事業者に対する支援強化

経営基盤が脆弱で資金力の乏しい小規模事業者に対して、資金調達コストの抑制に繋がる地方公共団体の融資制度や保証限度額が拡充された小口零細企業保証等の積極的な推進により、資金調達支援及び経営の安定化に取り組みます。

#### (4) 地方創生への取り組み

各部署に配置した創業アドバイザーを中心に、金融機関・地方公共団体・商工団体・大学・専門学校等が開催する創業セミナーや相談会等に参加し、創業者（創業予定者）に対する積極的なアプローチを行い、県制度（新事業創出支援資金）を活用して低コストでの金融支援を推進します。また、創業の各ステージにおける金融支援にとどまらず、保証後のフォローアップを行い、創業者の個々の経営課題に対してきめ細やかなアドバイスを行うなど経営支援にも取り組み、地域経済の活性化に努めます。

### 2. 期中管理・経営支援部門

#### (1) 経営支援・再生支援の促進

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に「経営支援強化促進事業」等を活用し、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートを継続的に実施します。

再生支援については、地域経済への影響も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会や金融機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡及び資本的劣後債権への転換等抜本的な支援に取り組みます。

#### (2) 事業承継の円滑化と廃業（再チャレンジ）支援の推進

事業承継に課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、愛媛県事業承継ネットワーク会議の参加機関と連携して支援するとともに、中小企業・小規模事業者が永続的に事業を続けていくための事業そのものの課題について専門家とともに解決を図っていきます。また、やむを得ず事業を廃業・清算する中小企業・小規模事業者に対しては、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を含め円滑な廃業支援に取り組みます。

#### (3) 中小企業・小規模事業者支援施策等の推進

中小企業支援ネットワーク会議において、中小企業・小規模事業者の経営改善・再生支援に向けて引き続き環境整備を進めるほか、経営サポート会議を積極的に開催し、中小企業・小規模事業者の早期経営改善に取り組みます。

### 3. 回収部門

#### (1) 回収の早期着手の徹底

期中管理部門と連携して代位弁済までに関係人と交渉し、早期回収に着手します。また、事業再生においても関係部署と連携し、求償権放棄や不等価譲渡などを活用します。

#### (2) 現況把握による回収方針の明確化

求償権関係人や担保物件の現況を確認し、法的措置の実施や損害金軽減による一括弁済、一部弁済に伴う保証債務免除等を検討し、回収の最大化を図ります。また、回収見込みのない先は速やかに管理事務停止や求償権整理を行い、回収業務の効率化を図ります。

### (3)回収の目標管理の徹底

回収担当部門と連携して求償権関係人リストを作成し、回収方針を確認しながら、進捗管理を徹底します。

### (4)回収担当者の能力向上

顧問弁護士等による専門的な知識の習得を目的とした内部研修を開催するとともに、全国信用保証協会連合会主催の研修プログラムを利用することで、回収担当者のスキルアップを図ります。

## 4. その他間接部門

### (1)広報活動の充実

- ①中小企業・小規模事業者及び関係機関の利便性向上を目的として、定期的広報物やホームページの内容充実に努め、効果的な情報の発信に取り組みます。また、現在利用しているFM放送ラジオや無料通信アプリLINE@のさらなる有効活用を図ります。
- ②金融機関・商工団体・関係機関等へ定期訪問し、情報提供や意見交換を行い、信用補完制度の正しい知識と理解が得られるように取り組みます。
- ③中小企業・小規模事業者に対する各種保証制度や支援策をテレビや地元新聞等のマスメディアに積極的に情報提供し、当協会の露出度を高め認知度の向上に努めます。

### (2)目利き能力の向上

財務面の定量評価に加えて、中小企業・小規模事業者への現地訪問を積極的に実施し、経営者との面談による信頼関係の構築とともに、技術力や成長性等の非財務面を把握し、経営課題の抽出や解決策の提案ができるよう職員が目利き能力の向上に努めます。

### (3)システムの安定稼働

当協会は独自システムを構築しており、更なるシステムの充実を図るべく各方面からの情報収集に努めるとともに、これまで行ってきた各部署と連携した独自システム構築を引き続き推進することでシステムの有効活用を図ります。

### (4)コンプライアンス意識の醸成とコンプライアンス態勢の維持・強化

コンプライアンス・プログラムに基づく研修や啓蒙活動による役職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、内部監査やコンプライアンス・チェックシートによる遵守状況の確認、コンプライアンス担当者会議やコンプライアンス委員会での検証等により、コンプライアンス態勢の維持・強化に取り組みます。

### 業務計画

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	前年度実績比
保証承諾	60,000	101.7
保証債務残高	144,000	98.2
代位弁済	1,900	108.0
実際回収	700	86.5

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高
基金	3,571
基金準備金	9,688
合 計	13,259

### 収支計画

(単位:百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金額	科 目	金額
<b>経 常 支 出</b>		<b>経 常 収 入</b>	
業 務 費	1,188	保 証 料	1,537
借 入 金 利 息	0	運 用 資 産 収 入	129
信 用 保 険 料	783	そ の 他	266
責任共有負担金納付金	0		
雑 支 出	0		
計	1,971	計	1,932
<b>経 常 外 支 出</b>		<b>経 常 外 収 入</b>	
求 償 権 償 却	1,599	償 却 求 償 権 回 収 金	123
責 任 準 備 金 繰 入	873	責 任 準 備 金 戻 入	886
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	317	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	206
そ の 他	158	求 償 権 補 填 金 戻 入	1,393
		そ の 他	0
計	2,947	計	2,608
		制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
<b>当 期 収 支 差 額</b>	0	<b>収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額</b>	378
<b>合 計</b>	<b>4,918</b>	<b>合 計</b>	<b>4,918</b>



# 2018年度事業報告

## 事業概況

### ■事業方針

当協会では、2018年4月から信用補完制度の大幅な見直しが行われたことを受け、中小企業・小規模事業者のニーズに応じた金融支援及び経営支援を積極的に行うため、金融機関等との連携を強化し、国や地方公共団体の諸施策に伴う各種保証制度や当協会独自商品の推進を図り、中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に寄与すること、創業先に対しては、県等が創設した支援制度の活用や自治体・商工団体との連携により創業者への保証推進を図るほか、各部署に配置した創業支援アドバイザーによる積極的かつきめ細やかなサポートを行うこと、経営内容の悪化先や返済緩和先に対しては、国の補助事業である「経営支援強化促進事業」を活用し、専門家による経営相談や経営改善計画策定支援を通して経営改善や事業再生の支援強化に取り組むことを事業方針として、次のような2018年度の事業計画を策定しました。

- 1 保証計画 (1)保証承諾 56,000百万円  
(2)保証債務残高 141,000百万円
- 2 保証業務の推進
- 3 期中管理・経営支援の強化
- 4 求償権管理の充実と回収の促進
- 5 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応
- 6 広報活動の充実
- 7 人材育成の充実・強化
- 8 コンプライアンス態勢の維持・強化

### ■県下の経済金融情勢

2018年度の県内経済は、個人消費の持ち直しの動きが拡がり、企業の生産活動も振れを伴いつつも緩やかな持ち直しが続いており、雇用情勢の改善もあって、総じて回復基調にありました。

各金融機関による低金利競争の中、金融機関の貸し出し姿勢は積極的で、設備投資も活発化しつつあることから、貸出金残高は高水準で推移しました。

一方で、企業倒産は、件数は前年を若干上回ったものの、負債総額では前年を下回るなど、低位の水準にとどまりました。

### ■当期の業績

2018年度の業績は次のとおりとなりました。

#### (1)保証承諾

		対前年比
件数	6,262件	106.77%
金額	58,989百万円	109.38%

超低金利政策による信用保証料の割高感に加え、金融機関が担保や保証に依存しない融資を推進している中、平成30年7月豪雨災害に対応した「災害関連対策資金」や多様化する資金ニーズに対応した当協会独自の保証商品である「税理士会連携保証」及び「超長期借換保証」を創設したことにより保証承諾は伸長、保証承諾金額で前年度を5,057百万円上回りました。

## (2)保証債務残高

		対前年比
件数	21,469件	98.36%
金額	146,589百万円	96.48%

保証承諾額は増加したものの、当年度の期末保証債務残高は前年度を件数で358件下回り、金額も5,351百万円下回りましたが、計画の141,000百万円に対しては5,589百万円上回りました。

## (3)代位弁済

		対前年比
件数	219件	144.08%
金額	1,760百万円	171.21%

返済緩和先の中で、体質改善が進まない企業の倒産や再生手法を活用した代位弁済等もあって、前年度を732百万円上回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比1.20%と前年度の0.66%を0.54%上回りました。

## (4)求償権

### ①対債務者回収

		対前年比
件数	101件	129.49%
金額	809百万円	91.31%

担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累積とともに、求償権の質的劣化も進行している中、回収の早期着手や定期回収の掘り起こし、また損害金軽減や連帯保証債務免除等も活用した一括回収に努めましたが、前年度を77百万円下回り、計画の850百万円に対しても41百万円下回りました。

### ②求償権帳簿

		対前年比
件数	267件	203.82%
金額	470百万円	183.47%

代位弁済額が前年より大幅に増加したため、帳簿上求償権は対前年金額比183.47%と214百万円増加しました。

### ③求償権償却

		対前年比
件数	329件	89.89%
金額	1,513百万円	170.05%

代位弁済額の増加により(株)日本政策金融公庫からの受領保険金は増加、損失補償金受領額及び自己償却額は減少したものの、全体では前年度を623百万円上回る実績となりました。

## (5)基本財産

(単位:千円)

区分	期別	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基金		3,571,536	0	0	3,571,536
基金準備金		9,688,102	0	0	9,688,102
計		13,259,638	0	0	13,259,638

以上の結果、経常収支差額と経常外収支差額の合計額が▲152百万円となり、収支差額変動準備金を同額取り崩すことにより、収支の均衡を図りました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産に変動はなく、13,260百万円(対前年度比100.00%)となっています。

## ■2018年度経営計画の達成に関する評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

2018年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

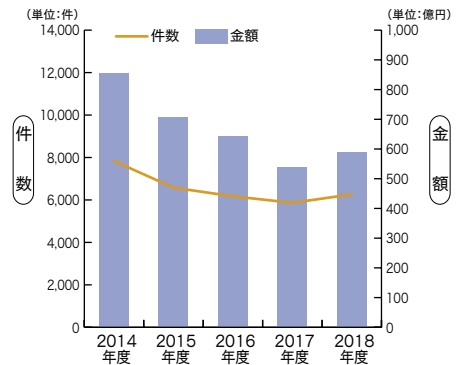
# 信用保証実績

## ●最近5年間の保証状況

### <保証承諾>

(単位:件、千円、%)

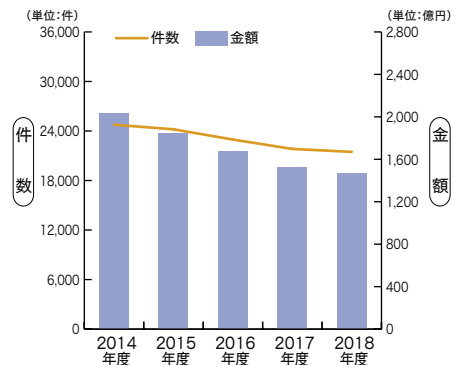
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
2014年度	7,833	85,376,087	94.50	10,900
2015年度	6,580	70,626,058	82.72	10,733
2016年度	6,173	64,211,489	90.92	10,402
2017年度	5,865	53,932,358	83.99	9,196
2018年度	6,262	58,989,448	109.38	9,420



### <保証債務残高>

(単位:件、千円、%)

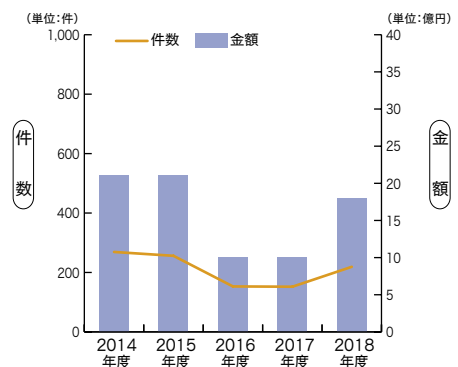
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
2014年度	24,762	203,336,248	97.64	8,212
2015年度	24,206	184,491,828	90.73	7,622
2016年度	22,961	167,339,438	90.70	7,288
2017年度	21,827	151,940,153	90.80	6,961
2018年度	21,469	146,589,179	96.48	6,828



### <代位弁済>

(単位:件、千円、%)

	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
2014年度	269	2,184,449	62.27	8,121
2015年度	256	2,106,691	96.44	8,229
2016年度	153	1,019,035	48.37	6,660
2017年度	152	1,028,237	100.90	6,765
2018年度	219	1,759,900	171.16	8,036



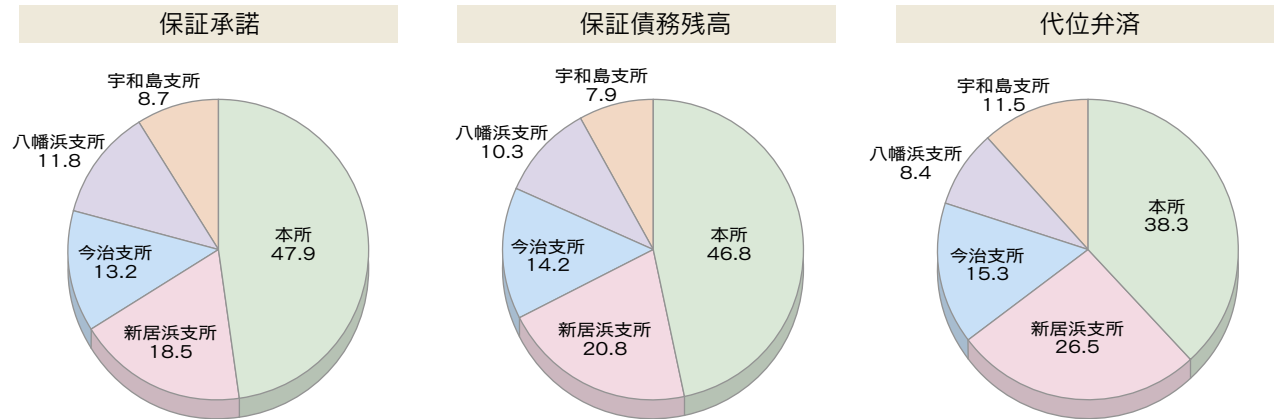
## ●2018年度保証状況

### <本・支所別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本所	2,949	28,232,151	110.49	9,950	68,644,588	96.93	116	673,878	131.85
新居浜	1,261	10,886,934	98.79	4,637	30,426,499	90.86	43	466,755	364.29
今治	846	7,782,423	89.00	3,196	20,866,788	90.39	27	269,607	92.89
八幡浜	636	6,959,380	145.17	1,858	15,031,804	110.30	14	147,315	363.46
宇和島	570	5,128,560	134.15	1,828	11,619,500	106.43	19	202,345	347.38
合計	6,262	58,989,448	109.38	21,469	146,589,179	96.48	219	1,759,900	171.16

### 【構成比(%) (金額)】



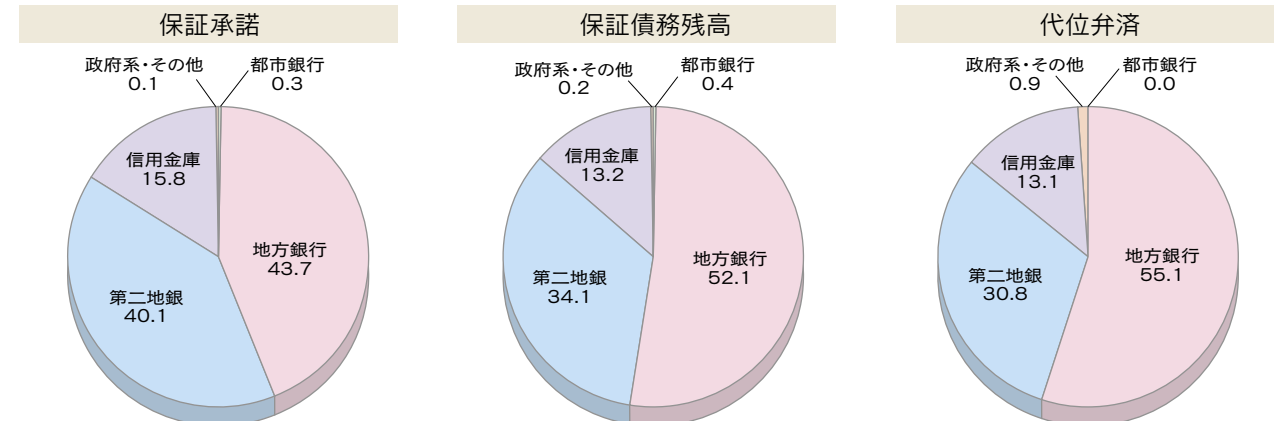
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

### <金融機関群別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都市銀行	5	170,000	425.00	44	575,659	82.20	0	0	—
地方銀行	2,125	25,770,024	100.33	8,771	76,435,795	91.67	94	970,540	156.59
第二地銀	2,618	23,643,050	116.08	7,970	49,926,411	101.42	85	542,419	207.92
信用金庫	1,503	9,341,413	120.60	4,635	19,362,615	105.84	39	231,330	158.81
政府系・その他	11	64,961	68.09	49	288,699	85.19	1	15,610	—
合計	6,262	58,989,448	109.38	21,469	146,589,179	96.48	219	1,759,900	171.16

### 【構成比(%) (金額)】



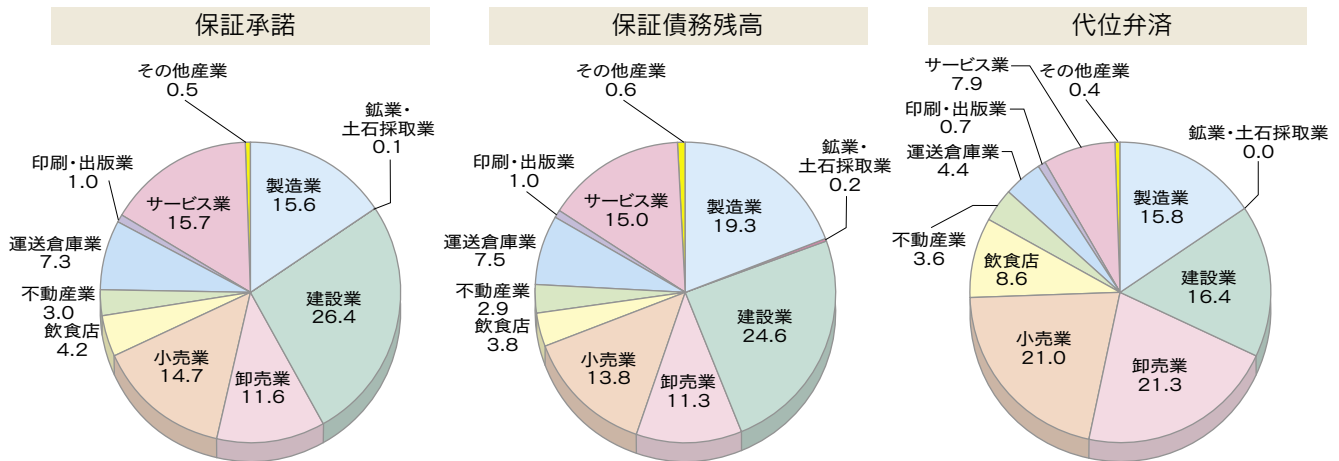
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## <業種別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
製造業	860	9,229,100	89.85	3,327	28,341,341	91.75	27	277,620	66.23
鉱業・土石採取業	3	52,000	31.23	35	318,192	84.26	0	0	—
建設業	1,680	15,548,250	113.11	5,628	36,010,143	99.73	41	288,280	187.22
卸売業	553	6,862,434	94.26	2,011	16,614,752	90.23	27	374,665	188.23
小売業	989	8,674,200	121.55	3,241	20,188,057	97.53	46	369,224	251.20
飲食店	491	2,448,770	122.96	1,532	5,573,946	106.89	25	151,180	261.33
不動産業	173	1,771,050	142.90	546	4,220,963	97.40	5	62,880	3679.39
運送倉庫業	251	4,310,364	118.63	910	10,985,954	94.94	7	77,694	308.15
印刷・出版業	49	572,810	101.74	176	1,475,585	94.59	3	12,013	—
サービス業	1,162	9,247,870	122.29	3,858	22,043,603	100.40	35	139,441	599.47
その他産業	51	272,600	79.64	205	816,643	100.36	3	6,901	664.88
合計	6,262	58,989,448	109.38	21,469	146,589,179	96.48	219	1,759,900	171.16

### 【構成比(%) (金額)】



※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

愛媛県信用保証協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、2018年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

2018年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

### <「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績>

①	信用保証を承諾した件数 (法人・個人を含む)	6,262件	⑥	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	0件
②	無保証人で信用保証を承諾した件数 (法人・個人を含む)	1,856件	⑦	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	57件
③	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	29.6%	⑧	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	113件
④	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	98件	⑨	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	31件
⑤	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	20件	⑩	⑥～⑨合計	201件

## 貸付条件変更の取組みについて

当協会では、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

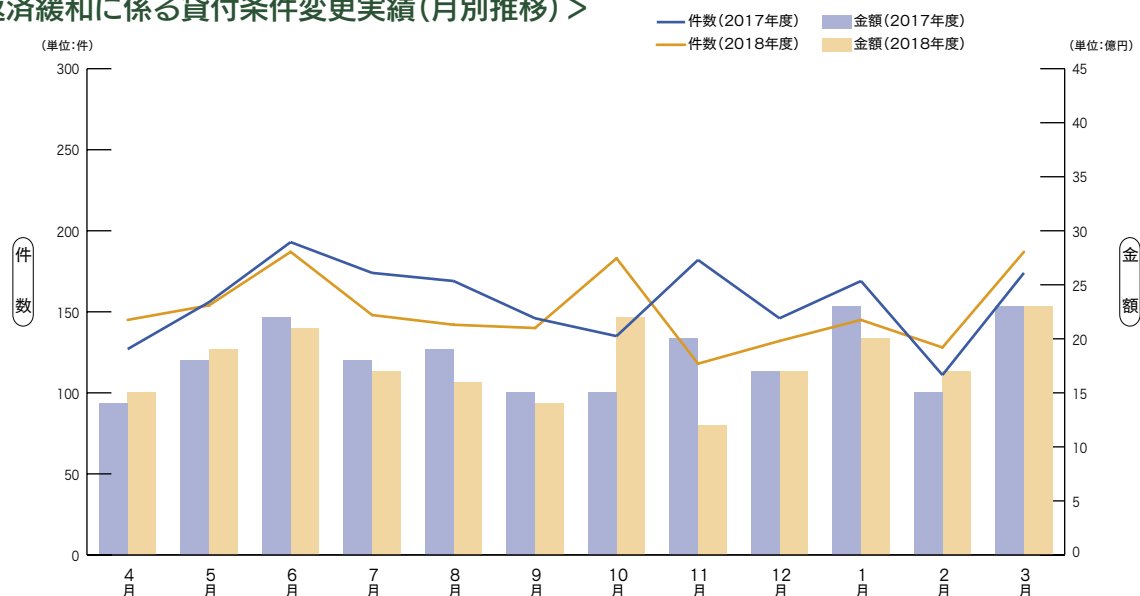
同法は2013年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

### ＜返済緩和に係る貸付条件変更実績＞

(単位:件、千円、%)

	2017年度		2018年度	
	実績	対前年度比	実績	対前年度比
件数	1,882	84.17	1,809	96.12
金額	21,786,357	85.58	21,131,267	96.99

### ＜返済緩和に係る貸付条件変更実績(月別推移)＞



## セーフティネット保証の取組みについて

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るための資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率(1号～4号、6号)0.8% (5号、7号～8号)0.7% が適用されます。

2018年度の承諾実績は、112件、2,363百万円(同年度全承諾額の4.0%を占める)で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

2019年4月1日から2019年6月30日までの2019年度第1四半期は、153業種が指定業種とされました。(1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。)



4月

### 「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が施行

本改正法により、信用保証協会が金融機関と連携を図り、中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援（＝経営支援）を行うことが規定され、4月1日に施行されました。

### TKC四国会と「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結

当協会とTKC四国会は、中小企業・小規模事業者の持続的成長を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的に、「中小企業・小規模事業者の持続的成長に関する覚書」を締結しました。



7月

### 2017年度感謝状贈呈式

1985年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。2017年度は43店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



### 平成30年7月豪雨による災害指定地域に指定

平成30年7月豪雨災害について、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき、愛媛県でも災害の影響を受けた一部の地域が災害指定地域に指定されました。

〈指定地域〉今治市・宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・松野町・鬼北町

### 県災害関連対策資金の取扱いを開始

7月20日より、平成30年7月豪雨被害により、事業活動に支障が生じている中小企業者の方々の復旧を支援するため、県制度「災害関連対策資金」を実施するとともに、その資金を利用する場合の信用保証料を全額補助することになりました。（※愛媛県信用保証協会が0.1%の割引を実施し、割引後の保証料を愛媛県が全額補給）



10月

## 「税理士会連携保証(ショートサポート3000・ロングサポート3000)」創設

10月1日より、四国税理士会との第一弾連携事業として、新商品「税理士会連携保証(ショートサポート3000・ロングサポート3000)」を創設しました。

本商品は、毎年更新型の短期資金で継続的なご利用により約定弁済を不要とした「税理士会連携保証(ショートサポート3000)」と最長15年の保証期間による超長期での対応を可能とする「税理士会連携保証(ロングサポート3000)」により短期・長期の資金繰りを支援します。



11月

## ラジオ広告を実施

11月より、FM愛媛でラジオ広告を開始しました。

12月

## 愛媛銀行と女性職員合同研修会を開催

2016年4月に女性活躍推進法が施工されたことを受け、当協会と愛媛銀行の女性職員が合同で、職場での活躍推進に向けた研修会を開催しました。

9月6日に開催した第一回合同研修会では、企業の財務分析や保証付き融資のポイント等について学びました。

12月15日に開催した第二回合同研修会では、愛媛経済を支えるものづくり企業の工場見学を実施し、その後、当該企業のようなものづくり企業に係るグループディスカッションを通じて幅広く多角的な視点を養うとともに、職場を超えたネットワークの形成を図りました。



1月

## 「超長期借換保証(スーパーランディング20)」創設

1月4日より、新商品「超長期借換保証(スーパーランディング20)」を創設しました。

本商品は、最長20年の保証期間で、既存借入金の借換集約により資金繰りの安定化を支援することで、現在当協会をご利用の中小企業・小規模事業者の方々の成長を長期的に応援します。



# 2018年度財務報告

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在 単位:千円、%)

借 方				貸 方			
科 目	2017年度	2018年度	対前年度比	科 目	2017年度	2018年度	対前年度比
現金	629	403	64.1	基本財産	13,259,638	13,259,638	100.0
現金	629	403	64.1	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	9,688,102	9,688,102	100.0
預け金	6,162,098	4,982,027	80.8	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	4,387,204	4,235,517	96.5
普通預金	1,232,097	927,026	75.2	責任準備金	915,794	884,347	96.6
通知預金	0	0	-	求償権償却準備金	117,638	183,139	155.7
定期預金	4,930,000	4,055,000	82.3	退職給与引当金	627,603	517,166	82.4
郵便貯金	1	1	100.0	損失補償金	0	0	-
金銭信託	0	0	-	保証債務	151,940,153	146,589,179	96.5
有価証券	15,817,986	15,616,493	98.7	求償権補てん金	0	0	-
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	8,088,048	8,588,208	106.2	損失補償補てん金	0	0	-
社債	7,728,938	7,027,285	90.9	借入金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他有価証券	0	283	-	短期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
ファンド出資	0	283	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	275,600	267,014	96.9	雑勘定	3,849,679	3,760,909	97.7
事業用不動産	266,590	260,167	97.6	仮受金	159,321	10,484	6.6
事業用動産	9,010	6,846	76.0	保険納付金	75,827	77,701	102.5
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	5,985	5,493	91.8
損失補償金見返	0	0	-	未経過保証料	3,604,538	3,663,464	101.6
保証債務見返	151,940,153	146,589,179	96.5	未払保険料	1,208	1,335	110.5
求償権	256,375	470,368	183.5	未払費用	2,800	2,432	86.9
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	644,868	1,504,128	233.2				
仮払金	67,378	930,801	1,381.5				
保証金	0	0	-				
厚生基金	54,664	54,902	100.4				
連合会出資金	0	0	-				
連合会勘定	300	314	104.7				
未収利息	28,591	24,791	86.7				
未経過保険料	493,935	493,320	99.9				
合 計	175,097,709	169,429,894	96.8	合 計	175,097,709	169,429,894	96.8

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

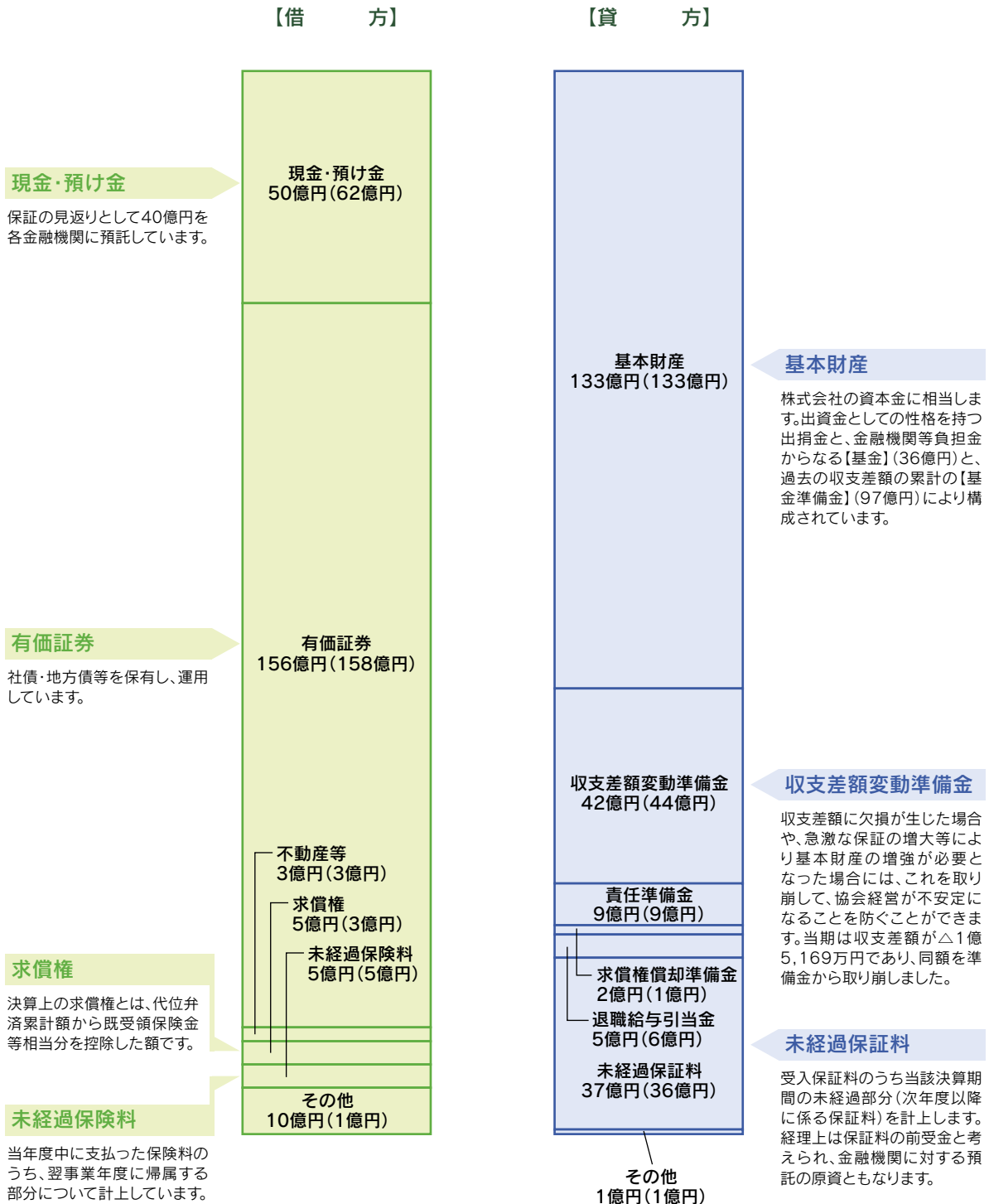
## 財産目録

(2019年3月31日現在 単位:千円、%)

資 産				負 債			
科 目	2017年度	2018年度	対前年度比	科 目	2017年度	2018年度	対前年度比
現金	629	403	64.1	責任準備金	915,794	884,347	96.6
預け金	6,162,098	4,982,027	80.8	求償権償却準備金	117,638	183,139	155.7
金銭信託	0	0	-	退職給与引当金	627,603	517,166	82.4
有価証券	15,817,986	15,616,493	98.7	損失補償金	0	0	-
その他有価証券	0	283	-	保証債務	151,940,153	146,589,179	96.5
動産・不動産	275,600	267,014	96.9	求償権補てん金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	借入金	0	0	-
保証債務見返	151,940,153	146,589,179	96.5	雑勘定	3,849,679	3,760,909	97.7
求償権	256,375	470,368	183.5				
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	644,868	1,504,128	233.2				
合 計	175,097,709	169,429,894	96.8	合 計	157,450,867	151,934,738	96.5
				正味財産	17,646,842	17,495,155	99.1

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 2018年度貸借対照表(図解)



※ ( )内は前期の数字  
 ※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。  
 ※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

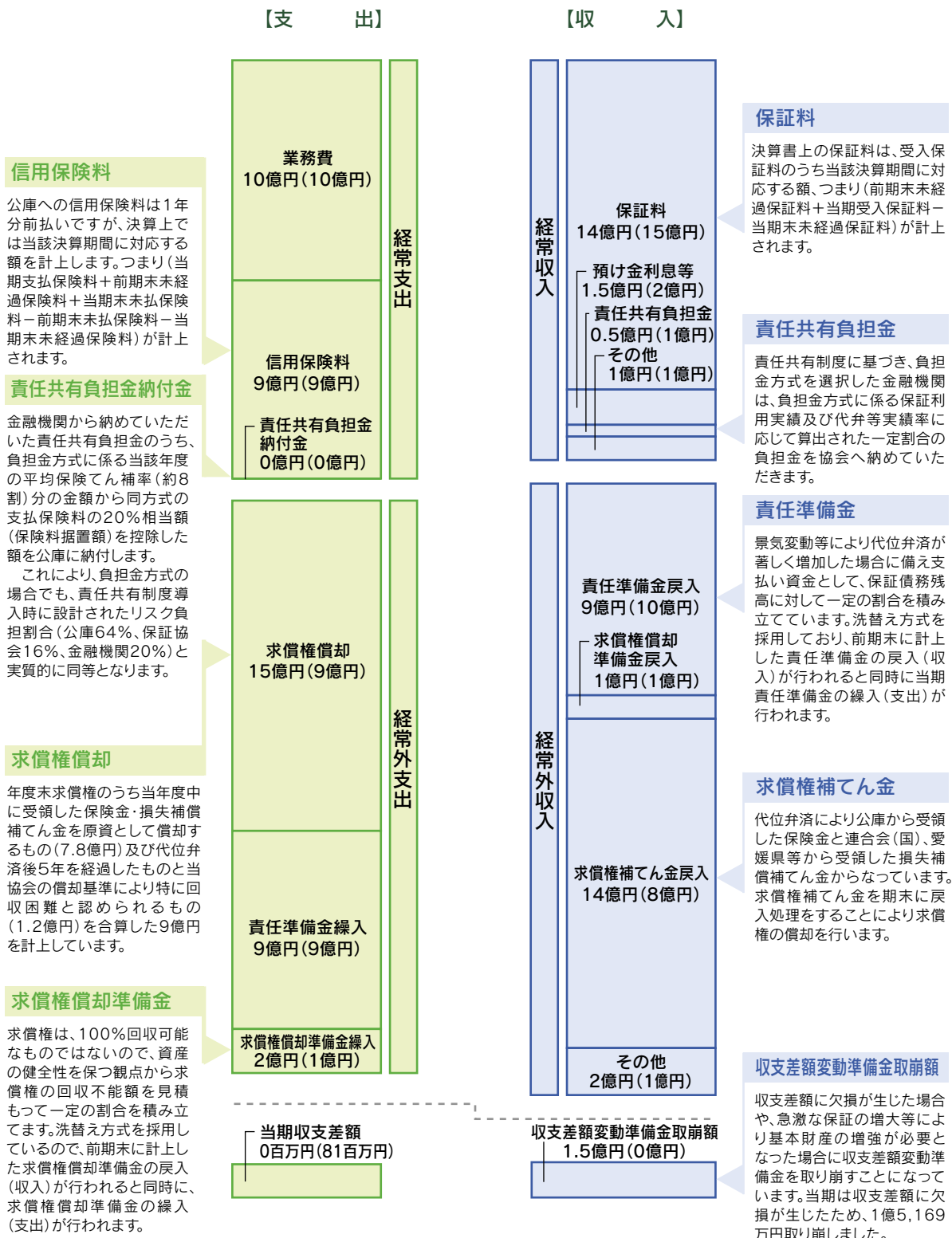
# 収支計算書

(2019年3月31日現在 単位:千円、%)

支 出				収 入			
科 目	2017年度	2018年度	対前年度比	科 目	2017年度	2018年度	対前年度比
経常支出	1,907,799	1,817,952	95.3	経常収入	1,894,567	1,658,526	87.5
業務費	1,002,585	961,818	95.9	保証料	1,479,509	1,373,999	92.9
役職員給与	490,126	487,245	99.4	預け金利息	914	644	70.5
退職給与引当金繰入	46,241	42,984	93.0	有価証券利息・配当金	164,042	140,571	85.7
その他人件費	126,273	122,847	97.3	調査料	0	0	-
旅費	7,799	6,954	89.2	延滞保証料	11,277	13,857	122.9
事務費	167,143	138,716	83.0	損害金	23,171	26,806	115.7
賃借料	53,765	55,081	102.4	事務補助金	57,626	44,198	76.7
動産・不動産償却	8,888	8,587	96.6	責任共有負担金	144,461	47,571	32.9
信用調査費	19,577	22,736	116.1	雑収入	13,565	10,881	80.2
債権管理費	35,870	34,977	97.5				
指導普及費	29,340	25,819	88.0				
負担金	17,563	15,872	90.4				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	905,214	856,134	94.6				
責任共有負担金納付金	0	0	-				
雑支出	0	0	-				
経常収支差額	△ 13,232	△ 159,426	1,204.9				
経常外支出	1,932,407	2,600,458	134.6	経常外収入	2,026,231	2,608,197	128.7
求償権償却	889,754	1,513,059	170.1	償却求償権回収金	130,613	142,836	109.4
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	1,005,523	915,794	91.1
有価証券償却	0	0	-	求償権償却準備金戻入	117,782	117,638	99.9
雑勘定償却	8,478	13,958	164.6	求償権補てん金戻入	772,311	1,431,929	185.4
退職金	736	5,750	781.3	保険金	694,819	1,384,854	199.3
責任準備金繰入	915,794	884,347	96.6	損失補償補てん金	77,492	47,075	60.7
求償権償却準備金繰入	117,638	183,139	155.7	補助金	0	0	-
その他支出	7	205	2,928.6	その他収入	0	0	-
経常外収支差額	93,824	7,739	8.2				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	0	151,687	-
当期収支差額	80,592	0	0.0				
収支差額変動準備金繰入額	40,000	0	0.0				
基本財産繰入額	40,592	0	0.0				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 2018年度収支計算書(図解)



※( )内は前期の数字  
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。



# 基本財産

## ■基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

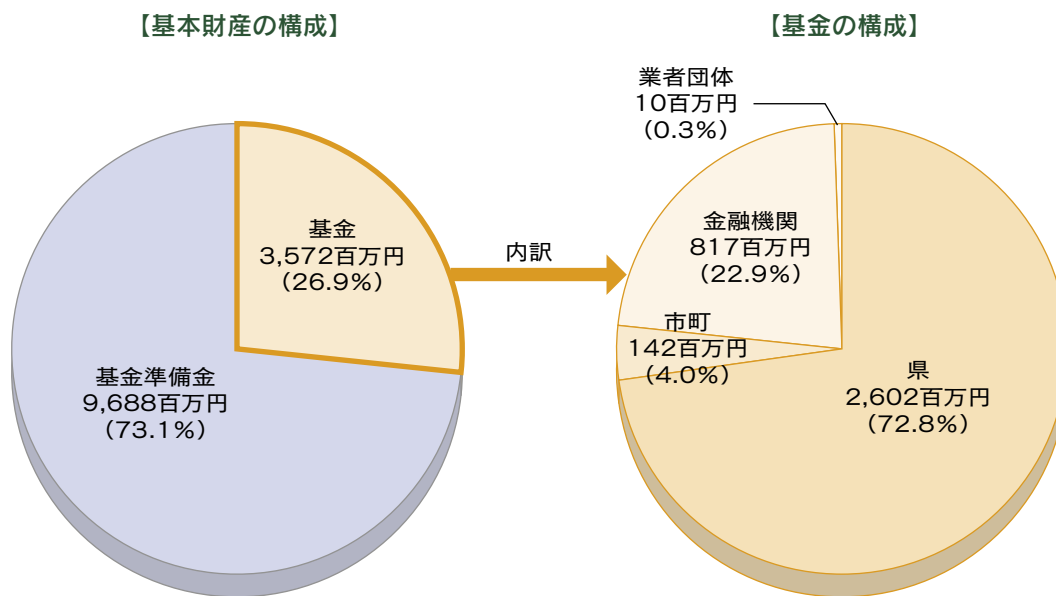
なお2018年度は、保証債務残高1,466億円に対して、基本財産は133億円で、実際倍率は11.0倍となりました。

## ■基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金 : 県、市町から拠出いただいた出捐(しゅつえん)金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金 : 毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

## ■基本財産の内訳(2019年3月31日現在)



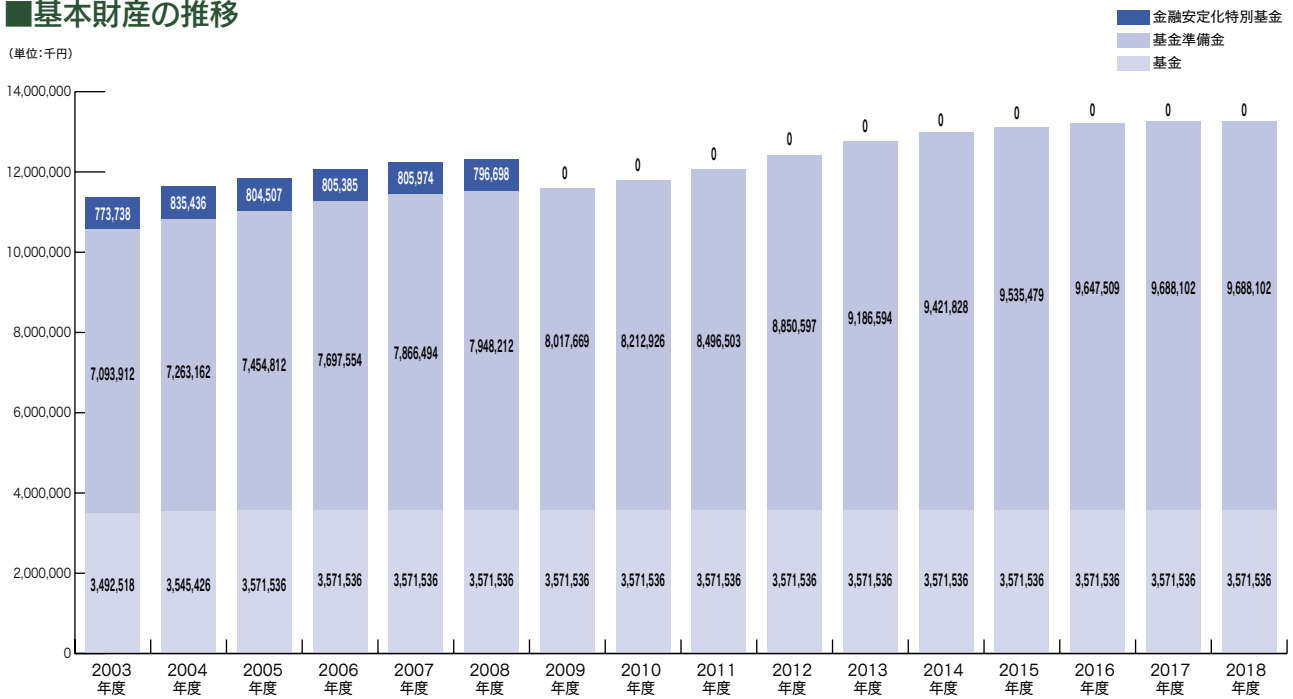
(2019年3月31日現在)

基本財産	13,260百万円
①基金	3,572百万円
地方公共団体出捐金	2,744百万円
金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金	9,688百万円

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## ■基本財産の推移

(単位:千円)



(単位:千円)

年 度	基本財産	基本財産の内訳		
		基 金	基金準備金	金融安定化特別基金
2003年度	11,360,168	3,492,518	7,093,912	773,738
2004年度	11,644,024	3,545,426	7,263,162	835,436
2005年度	11,830,855	3,571,536	7,454,812	804,507
2006年度	12,074,475	3,571,536	7,697,554	805,385
2007年度	12,244,004	3,571,536	7,866,494	805,974
2008年度	12,316,446	3,571,536	7,948,212	796,698
2009年度	11,589,205	3,571,536	8,017,669	0
2010年度	11,784,462	3,571,536	8,212,926	0
2011年度	12,068,039	3,571,536	8,496,503	0
2012年度	12,422,133	3,571,536	8,850,597	0
2013年度	12,758,131	3,571,536	9,186,594	0
2014年度	12,993,364	3,571,536	9,421,828	0
2015年度	13,107,015	3,571,536	9,535,479	0
2016年度	13,219,045	3,571,536	9,647,509	0
2017年度	13,259,638	3,571,536	9,688,102	0
2018年度	13,259,638	3,571,536	9,688,102	0

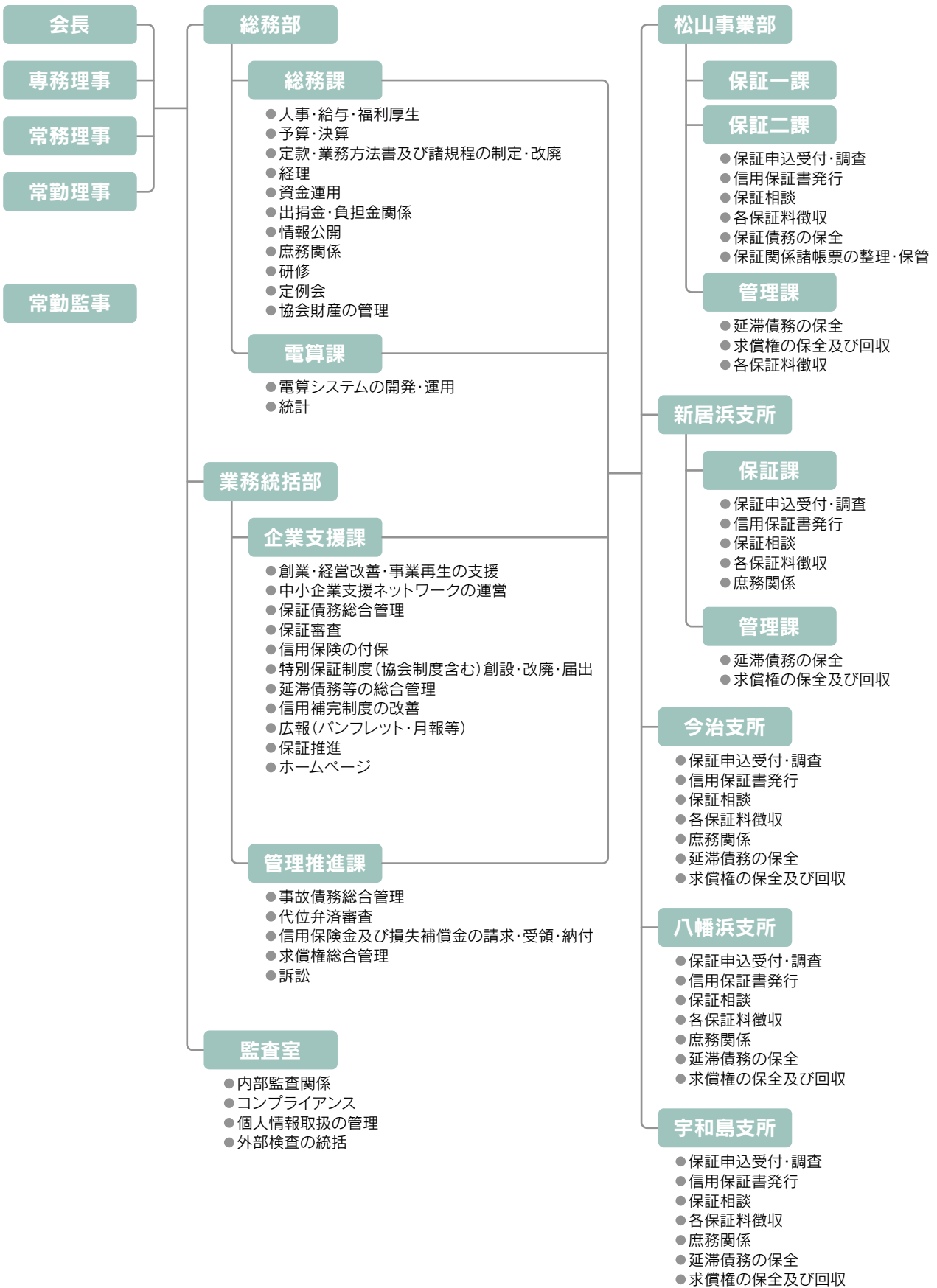
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

# 役員構成・組織図・ネットワーク

## 役員構成

(2019年5月1日現在)

会 長	上 甲 俊 史	常勤
専務理事	石 川 孝 夫	常勤
常務理事	渡 部 卓 記	常勤
常勤理事	井 手 正 一	常勤
理 事	長 井 明 美	税理士
理 事	石 川 勝 行	愛媛県市長会会長
理 事	清 水 雅 文	愛媛県町村会会長
理 事	佐 伯 要	松山商工会議所会頭
理 事	星 加 隆 夫	西条商工会議所会頭
理 事	藤 村 泰 雄	伊予商工会議所会頭
理 事	村 上 友 則	愛媛県商工会連合会会長
理 事	服 部 正	愛媛県中小企業団体中央会会長
理 事	大 塚 岩 男	伊予銀行頭取
理 事	西 川 義 教	愛媛銀行頭取
理 事	弓 山 慎 也	愛媛信用金庫理事長
理 事	上 野 高	商工組合中央金庫松山支店長
監 事	上 田 哲 生	常勤
監 事	廣 瀬 了	宇和島商工会議所会頭
監 事	山 邊 彰 三	公認会計士



# ネットワーク

## ■県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

### ■ 本所・松山事業部

〒790-8651  
松山市一番町4丁目1番地2  
中小企業会館1～3階  
(松山事業部)  
保証一課・保証二課・管理課  
TEL(089)931-2118  
FAX(089)931-2174

**業務区域**  
松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

(総務部)  
総務課  
TEL(089)931-2111(代)  
FAX(089)931-2107  
電算課  
TEL(089)931-2115  
FAX(089)931-2170

(業務統括部)  
企業支援課  
TEL(089)931-2116  
TEL(089)931-2114  
FAX(089)931-2107  
管理推進課  
TEL(089)931-2117  
FAX(089)931-2107

(監査室)  
TEL(089)931-2180  
FAX(089)931-2107

### ■ 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20  
今治商工会議所ビル5階  
TEL(0898)23-0170  
FAX(0898)23-0758

**業務区域**  
今治市・上島町

### ■ 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22  
八幡浜商工会館4階  
TEL(0894)22-2003  
FAX(0894)22-3137

**業務区域**  
八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

### ■ 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号  
愛媛新聞ビル5階  
TEL(0895)22-6556  
FAX(0895)22-6583

**業務区域**  
宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

### ■ 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号  
新居浜商工会館2階  
(保証課)  
TEL(0897)33-8282  
FAX(0897)33-8284  
(管理課)  
TEL(0897)33-8292  
FAX(0897)33-8293

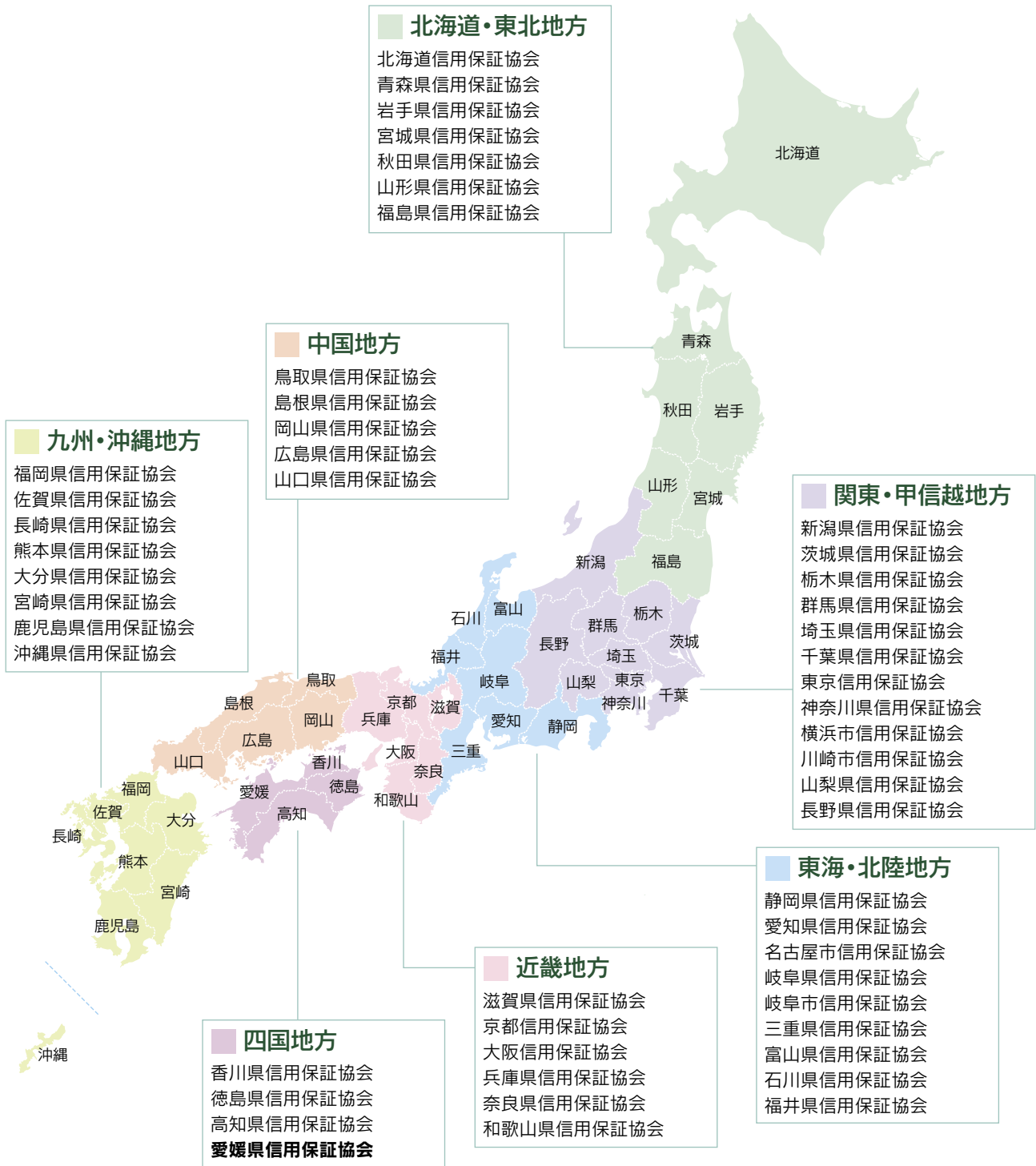
**業務区域**  
新居浜市・西条市・四国中央市



## ■全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約21兆円(2018年度末)、信用保証協会を利用している中小企業は約122万企業におよんでいます。



## 本所 (2019年10月に松山市千舟町三丁目に移転します)

〒790-8651  
松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

### 〈松山事業部〉

保証一課・保証二課・管理課  
TEL(089)931-2118 FAX(089)931-2174  
〔業務区域〕松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

### 〈総務部〉

総務課  
TEL(089)931-2111(代) FAX(089)931-2107  
電算課  
TEL(089)931-2115 FAX(089)931-2170

### 〈業務統括部〉

企業支援課  
TEL(089)931-2116 FAX(089)931-2107  
TEL(089)931-2114  
管理推進課  
TEL(089)931-2117 FAX(089)931-2107

### 〈監査室〉

TEL(089)931-2180 FAX(089)931-2107

## 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階

### 〈保証課〉

TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284

### 〈管理課〉

TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293  
〔業務区域〕新居浜市・西条市・四国中央市

## 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758  
〔業務区域〕今治市・上島町

## 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137  
〔業務区域〕八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

## 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583  
〔業務区域〕宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

ホームページアドレス

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

LINE@

保証協会のホットな話題を  
お届けしています。

